

土木工事請負契約における 設計変更ガイドライン

平成29年7月

西日本高速道路株式会社

目 次

1. 発注者の責務	P 1
2. 策定の背景	P 3
3. 用語の定義	P 5
4. 設計変更手続きフロー及び適切な変更指示	P 6
5. 設計図書の照査及び工事内容の変更等の補助業務について	P 9
6. 設計図書の訂正又は変更の実施者	P14
7. 設計変更の対象となるケース	P15
8. 設計変更の対象とならないケース	P18
9. 設計変更することの妥当性に迷った事例	P19
10. 請負代金及び工期の変更	P29
11. 指定・任意の正しい使い分け	P50
12. 割掛項目の数量明示等について	P51
13. 入札・契約時の設計図書等の疑義の解決	P53
14. 設計・工事施工調整会議（三者会議）について	P54
15. ワンデーレスポンスについて	P56
16. 工事請負契約書（抜粋）	P58
17. 土木工事共通仕様書（抜粋）	P59

【巻末資料】

- ① 設計図書の照査項目一覧表
- ② 割掛対象表参考内訳書作成例

1. 発注者の責務

(1) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（第3条・基本理念）

公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

十 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約（下請契約を含む）の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件・安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。

(2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（第7条・発注者責務）

発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務を次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事を施工する者が公共工事の品質確保の担い手が中長期に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保ことができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

五 設計図書（仕様書・設計書・図面）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額または工期の変更を行うこと。

(3) 発注者の認識

建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注などにより、建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じている。こうした問題を看過すれば、中長期的には、建設工事の担い手が不足することが懸念されている。

また、過度な競争環境におけるダンピング受注に加え、総合評価の技術提案に係る費用の高騰、工事周辺環境の厳しさの増加及び労務や資材の高騰等、現場に目を移しても、発注者、受注者ともに経験豊かな工事管理・現場社員の減少化、受注者において事業費管理に関して現場の権限の縮小化及び受発注者間のコミュニケーションの不足等に伴い、工事現場における工事管理体制に課題が生じ、工法変更の指示遅延、施工内容の認識不一致、受注者技術業務の負荷増、新単価の乖離等に伴い、受注者の適正な利潤の確保に支障が生じかねない状況になっている。

こうしたことから、品確法の基本理念では、「国民のため受発注者がそれぞれの役割を果たすこと、対等な立場における合意に基づいて信義に従って誠実にこれを履行すること」が明記されており、受発注者がともに協力をし、「国民のために社会資本を整備する」という共通の目的の実現に努力していくという認識を新たにすることが必要である。

更には、品確法の発注者責務では、「公共工事を施工する者が適正な利潤を確保することができるよう、設計図書に適切な施工条件を明示すること、予期することができない特別な状態が生じた場合その他において、適切に設計図書の変更を行うこと」が明記されており、現在及び将来の公共工事の品質確保のため発注者は受注者の適正な利潤確保に努める必要がある。

このことから、下記事項について認識を新たにし事業に取り組むものとする。

- 受発注者は共に協力して事業を進めていく立場にあり、工事の実施について共に責任を有すること。決して片方に責任があるものではないこと。
- 公共工事を施工する者が適正な利潤を確保することができるよう、発注者においても施工条件等を明示した仕様書等を作成し、適切に変更を行うこと。
- 工事について、受注者側からだけの必要性によって生じるものは基本的にほとんどなく、両者どちらから見ても必要性が認められるものを実施することを基本とし、その費用を計上すること。
- 受注者のみが自らその必要性を判断し、追加対策等を実施することなどは極力排除し、軽微なものなど、限定的とすること。

2. 策定の背景

(1) 土木請負工事の特徴

土木工事は、個別に調査・設計された多岐にわたる工事目的物を多種多様な自然条件、環境条件のもとで施工されるという特殊性を有している。特にトンネルや切盛土の地質調査に関しては代表的な調査地点等に限定しており、全線に渡り精密な調査をするには至っていない。

このため、工事の進捗とともに、当初発注時に予見できない事態（たとえば土質・湧水等の変化）が起こりうることから、あらかじめ設計内容の前提条件を明示しておくことで、円滑な設計変更に備える必要がある。

(2) 設計図書の照査、工事内容の変更等の補助業務及び設計変更の現状

① 設計図書の照査、工事内容の変更等の補助業務の現状

建設工事の請負契約書には、約款と設計図書に従い、契約を履行しなければならないと明記されており、受注者は、設計図書に従って工事を施工する義務を負っている。しかしながら、現状の設計図書では、発注者から示された設計図書が十分な内容を持ったものとなっていなかったり、設計図書と工事現場が異なっていたり、設計図書に示された施工条件が実際と一致していなかったり、当初は予期することができなかった条件が発生したりと、様々な要因により、当初の設計図書のまま工事を続行することが困難な状況がしばしば発生する。

このような問題に対応するため、受注者に「設計図書の照査」が義務付けられているが、この「設計図書の照査」に際して、発注者と受注者の解釈の違いにより、照査範囲や費用負担の取扱いが工事ごとに異なるなど、受注者に過度の負担を強いているとの意見が多く寄せられている。

また、受注者が実施する「工事内容の変更等の補助業務」についても、発注者と受注者の解釈の違いにより、本来発注者が実施（費用負担）する内容まで、受注者側に過度の負担を強いている状況が見受けられる。

② 設計変更の現状

契約図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した内容を変更し、併せて金額変更が必要であるが、下記のように適切に変更が行われないケースが見られる。

- ✓ なされるべき条件明示がなされていないことから、本来設計変更の対象となる事象について変更されない。
- ✓ 必要な「協議」がなされずに現場の施工が行われ、設計変更が受け入れられない。
- ✓ 「任意仮設」において、発注者側での当初設定内容が現地条件と大きく乖離していたが、受注者からの設計の変更を求められても任意仮設を理由として変更しない。
- ✓ 受注者が行う設計図書の照査及び工事内容の変更等の補助業務に関して、受注者に過度の負担を強いている状況があるが、受発注者間の認識の相違により変更されない。

(3) 適切な設計変更の必要性

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第3条「基本理念」に「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない」と示されており、設計変更においても、より良い社会資本の整備のために、発注者・受注者それぞれの役割分担を適切に行ったうえで、設計変更内容について両者が合意し契約を締結することが不可欠である。

(4) 発注者・受注者の留意事項

発注者は、設計図書の作成にあたって、変更を適正・円滑に行うために、**施工条件の明示を徹底**しなければならない。

受注者は、工事を着手するにあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、**発注者と「協議」し進めることが重要**である。

発注者及び受注者は、書面を用いた協議の結果、必要があると認められるときは、適切に設計図書・工事目的物の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額または工期の変更を行うものとする。

(5) ガイドライン策定の目的

建設工事の施工に関しては、各種の条件変更等に伴い当初設計の変更を余儀なくされるものであることから、適切な契約変更手続きを行うとともに、受発注者の業務（費用）分担を明確化し、適正な工事履行体制を確保する必要がある。

工事管理における受発注者間の信頼関係を取り戻し、より良い工事目的物の構築を推し進めるため、「設計図書の照査」、「工事内容の変更等の補助業務」、「設計変更が可能なケース」、「設計変更の手続き」及び「新単価協議の手続き」等について、発注者と受注者の双方が十分理解しておく必要がある。

なお、発注者と受注者は常に綿密な情報交換を行い、誠実な対応の基に現場の変化に応じた各種手続きを書面をもって速やかに実施することが重要である。



「土木工事請負契約における
設計変更ガイドライン」の策定

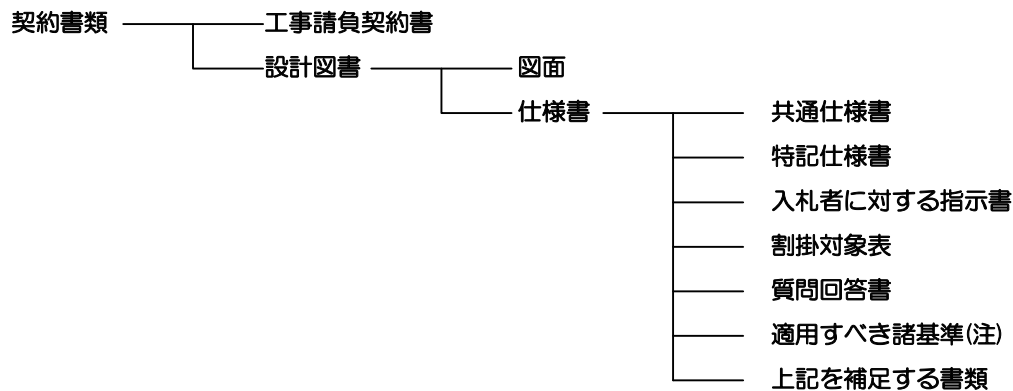
3. 用語の定義

(1) 設計変更の定義

本ガイドラインにおける「設計変更」とは、受注者に対して行う工事の変更指示（契約書第18条及び19条の規定に基づく設計図書の訂正又は変更の指示）により、設計図書の変更を行うことをいう。

(2) 契約書類の体系

- 工事の請負契約において発注者と受注者を拘束する契約書類の体系は次のとおり。
（工事請負契約書第1条）



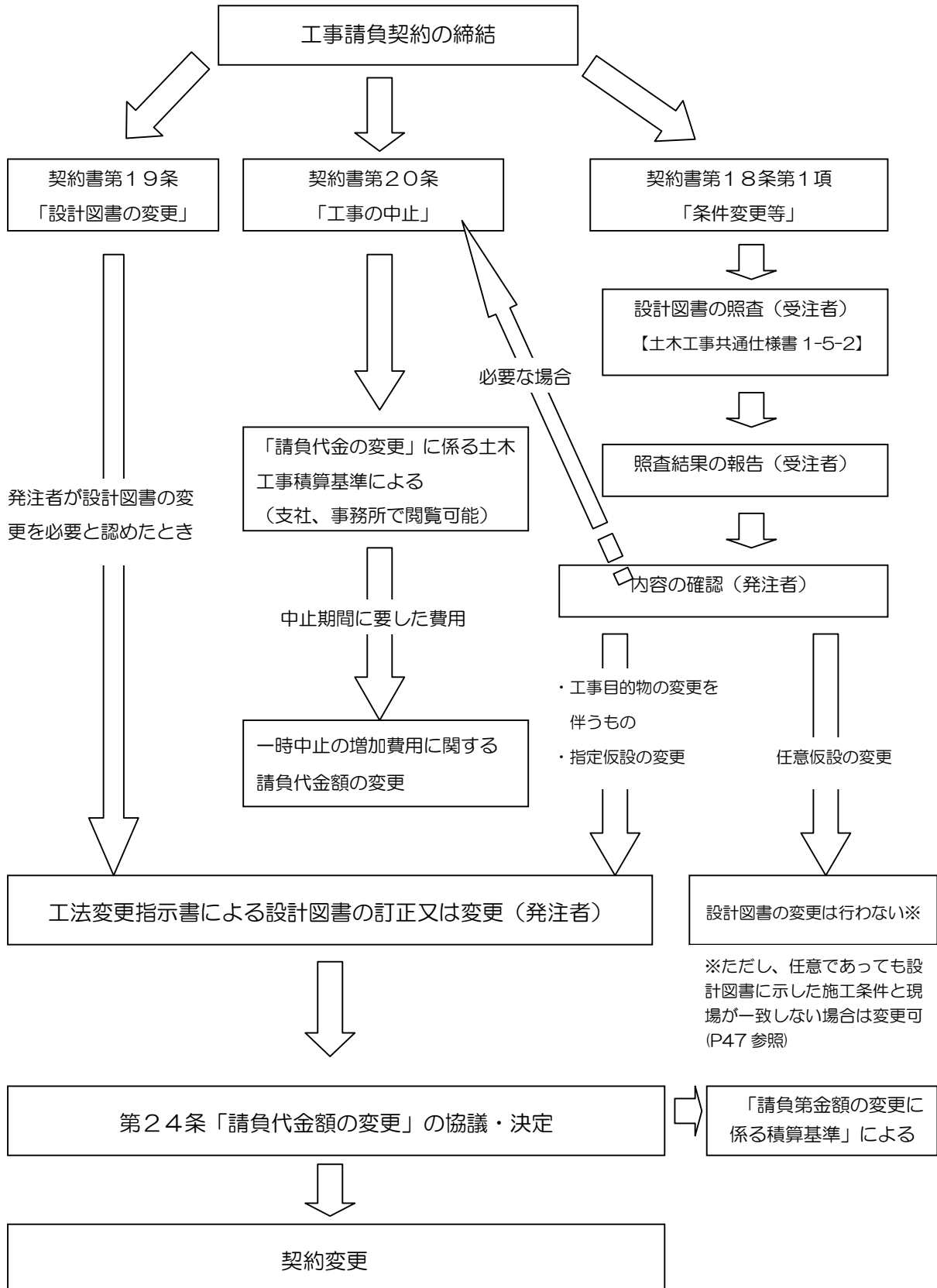
（注）共通仕様書又は特記仕様書にて定められているもの

(3) 契約書類の用語の定義（土木工事共通仕様書 1-2）

- ✓ 契約書類・・・契約書第1条に規定する契約書及び設計図書をいう。
- ✓ 単価表・・・・・・・・請負代金額の項目ごとの単価を定めたもので契約書に含まれる。
- ✓ 仕様書・・・・・・・・共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）、入札者に対する指示書、割掛対象表、質問回答書及びこれらを補足する書類をいう。
- ✓ 特記仕様書・・・・・・・・共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は特別な事項を定める書類をいう。また、発注者がその都度提示した変更特記仕様書若しくは追加特記仕様書を含むものとする。
- ✓ 図面・・・・・・・・入札に際して発注者が交付した設計図及び発注者から変更又は追加された設計図をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあつては、契約書類及び監督員の指示に従って作成されたと監督員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。
- ✓ 割掛対象表・・・・・・・・関連する単価表の項目の単価に含めて間接的に支払う工事費の項目と該当する単価表の項目との関係を示したものをいう。なお、間接的に支払う工事費の名称と内容の関係は、土木工事共通仕様書「表1-1」によるものとする。割掛対象表に示す「固定割掛」とは、単価表の項目の数量の増減により規模・内容が変動しないものをいう。「変動割掛」とは、単価表の項目の数量の増減に伴い規模・内容が変動するものをいう。

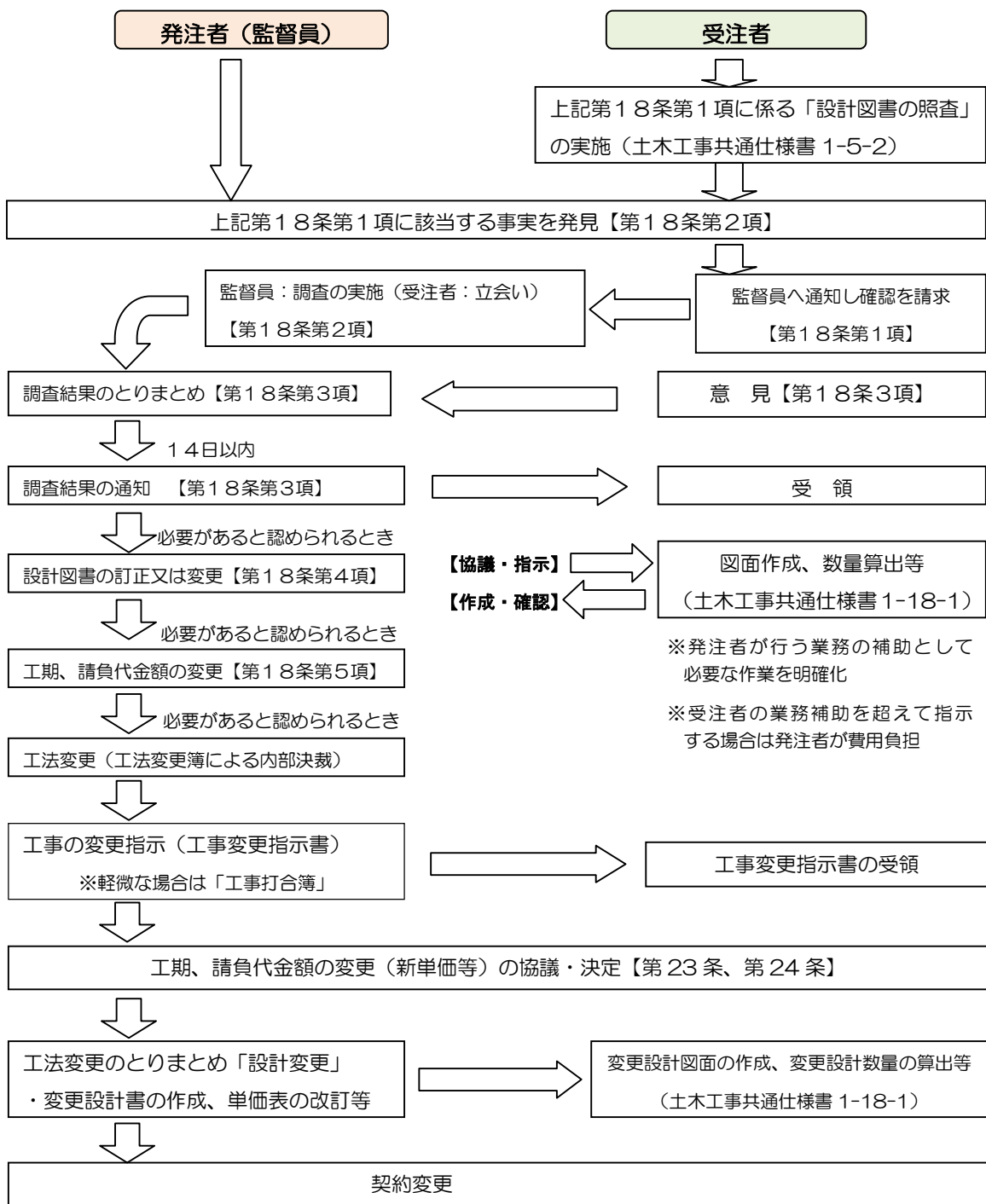
4. 設計変更手続きフロー

(1) 設計変更の手続き（全般）



(2) 契約書第18条（条件変更等）関係の手続き

- 【工事請負契約書第18条第1項】
- 一 図面、仕様書が一致しないこと
 - 二 設計図書に誤謬、脱謬があること
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合



(3) 適切な変更指示（書面主義の徹底）

契約書第1条第5項に規定されている通り、工事の施工に伴い生ずる変更や追加については、必ず書面で行わなければならない。

工事の施工においては、現地条件や協議条件等の変更及び設計基準の改定等に伴い、当初契約内容の変更や追加が生ずる。この場合、発注者が「工事変更指示書」を発出し、工事の内容変更とともに、新単価協議対象の有無、工期変更協議対象の有無を指示することとなっている。（土木工事共通仕様書1-34「工事等の変更等」）。

しかし、工事変更指示書が適切に発出されずに工事の施工が行われ、変更に係る受発注者の認識のずれが、最終設計変更における費用計上の問題へと繋がっている。

このことから、工事変更内容について書面にて受発注者間で確認し、共通認識としなければならない。

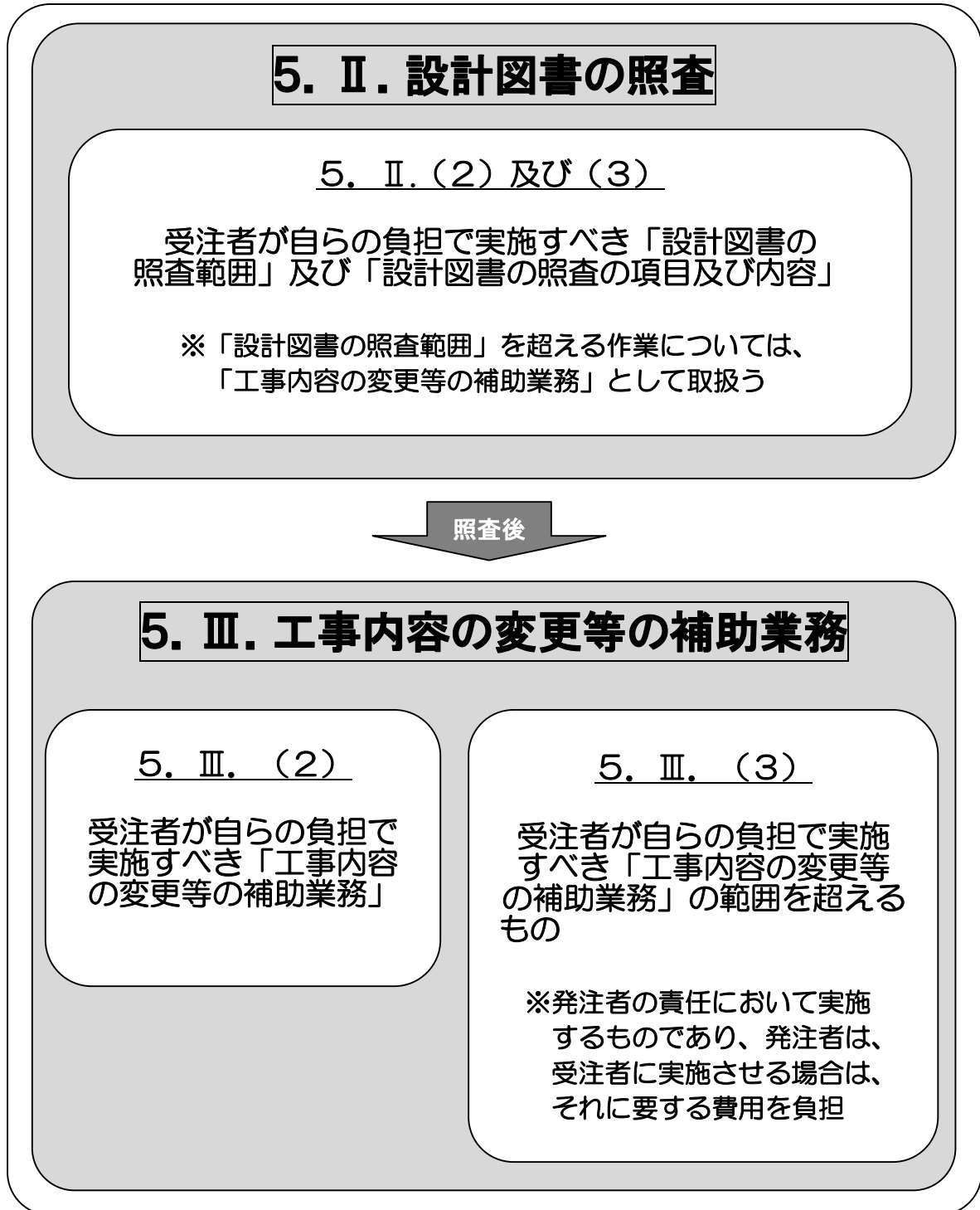
ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督員が受注者に対して口頭による指示を行った場合は、受注者はその指示に従うものとするが、監督員は速やかに書面により通知するものとする。

受注者は、監督員からの書面による通知がなされなかった場合において、その口頭指示から7日以内に書面で、監督員にその指示等の内容の確認を求めることができる。

5. 設計図書の照査及び工事内容の変更等の補助業務について

I. 設計図書の照査と工事内容の変更等の補助業務の位置付け

「設計図書の照査」及び「工事内容の変更等の補助業務」におけるそれぞれの位置付けは下図のとおりである。



Ⅱ. 設計図書の照査

(1) 設計図書の照査に関する規定

- 工事請負契約書及び土木工事共通仕様書において、受注者には、自らの負担による「設計図書の照査」が義務付けられている。

【工事請負契約書第18条第1項（条件変更等）】

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

【土木共通仕様書1-5-2（設計図書の照査）】

受注者は、施工前及び施工途中において、受注者の負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

(2) 設計図書の照査の範囲

- 土木工事共通仕様書1-5-2に規定する発注者へ変更確認を求めため、受注者が作成すべき資料の範囲

① 現場地形図

現場測量により用地境界、中心線、縦断、横断等を確認した実測横断図等図面及び地形変更を示す現況写真等を示す。

② 設計図との対比図

現地地盤線の変更を当初設計図面へ反映した平面図、縦断図横断図及び構造物一般図等の概略図を示す。

③ 取り合い図

地盤線や地形変更に伴い生ずる当初設計図面と既設構造物の取り合い部分の変更概略図を示す。

④ 施工図等

条件変更に伴い当初設計図面との施工段取り及び仮設工法等施工手順の変更が必要となることを説明する概略施工図を示す。

- 現地の事実確認ができない場合における、更なる追加資料の作成

- ✓ 監督員は、現地の事実が確認できない場合に限り、更なる追加資料を受注者に求めることができる。
- ✓ 「更なる追加資料」とは、土木工事共通仕様書の 1-5-2 の規定する「更に詳細な説明又は書面の追加の要求」をいい、受注者の知り得る範囲で事実確認を補足説明するもの又は追加で作成する資料をいう。
- ✓ この場合、更なる追加資料には、新たに行う比較設計や構造計算が伴うものは含まれていない。
- ✓ 受注者が作成する更なる追加資料において、新たな比較設計や構造計算等の本ガイドライン「5. Ⅲ. (3) 受注者の負担で実施すべき補助業務の範囲を超えるもの」を監督員が指示した場合に発生する費用は、発注者の負担において実施するものとする。

(3) 設計図書の照査の項目及び内容

受注者が実施する設計図書の照査については、**巻末「設計図書の照査項目一覧表」**の該当する工種の照査の項目について実施するものとする。

また、照査項目一覧表の対象工種以外についても、本ガイドラインに準拠できるものであれば、発注者と受注者で協議のうえ、運用できるものとする。

Ⅲ. 工事内容の変更等の補助業務

(1) 補助業務に関する規定

【土木工事共通仕様書 1-18 「技術業務」】

1-18-1 工事内容の変更等の補助業務

受注者は、工事契約書第18条及び第19条の規定に基づき甲が行う業務の補助として必要な次の各号に掲げる作業を、監督員の指示に従い実施しなければならない。

1-18-5 費用負担

発注者は、前記1-18-1、2、3、4のうち、ボーリングを必要とする地質調査、応力計算または比較検討等を必要とする高度な設計、動態観測等特別な費用を要するものについては、その費用を負担するものとし、その他の場合は受注者の負担とする。

(2) 受注者の負担で実施すべき補助業務

- 監督員からの指示に基づき、受注者の負担で実施すべき補助業務の作業の内容は以下のとおりである。
- 下記の内容以外の業務は、受注者の負担で実施すべき補助業務の範囲を超えるものとし、次項(3)の取扱いとなるため、業務実施段階に受発注者間で取扱いについて確認するものとする。

① 工事材料に関する調査試験

品質管理基準に含まれる試験で共通仮設費の技術管理費に含まれるものを示す。

② 測量等現地状況の調査

共通仕様書1-5-2に基づく現場地形図を作成するための測量調査等で共通仮設費の準備費に含まれるものを示す。

③ 設計、図面作成及び数量の算出

監督員より条件変更該当する調査結果の通知と設計図書の変更または訂正に係る通知を受けた場合の作業で共通仮設費の技術管理費に含まれるものを示す。なお、技術管理費に含まれる範囲は、現地取り合いに係る軽微な図面変更程度のものとする。

④ 観測業務

軟弱地盤等での動態観測における施工計画書の作成、地表面沈下板の設置及び観測、報告書の作成で共通仮設費の技術管理費に含まれるものを示す。

⑤ 施工方法の検討

条件変更に伴い施工方法の変更が生ずる場合に行う概略の工法比較資料の作成で、工法選定の基礎となる作業で共通仮設費の技術管理費に含まれるものを示す。

⑥ 変更設計図面の作成

工事目的物の変更を反映した変更設計図面の作成で共通仮設費の技術管理費に含まれるものを示す。

⑦ その他資料の作成及び上記に準ずる作業

その他共通仮設費に含まれるものを示す。

※「その他資料の作成」とは、上記①～⑥を補助する資料の作成をいう。

(3) 受注者の負担で実施すべき補助業務の範囲を超えるもの

- 受注者の負担で実施すべき補助業務の範囲を超えた作業の内容は以下のとおりで、発注者が費用を負担するものとする

【土木共通仕様書 1-18-5「費用負担」】

- ① ボーリングを必要とする地質調査
- ② 応力計算又は比較検討等を必要とする高度な設計
- ③ 動態観測等特別な費用を要するもの

(4) 受注者の負担で実施すべき補助業務の範囲を超えられ事例

- ① 「設計要領」や「各種示方書」等との対比設計。
- ② 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ③ 発注後に構造物などの設計根拠まで遡る見直し、必要とする工事費の算出。
- ④ 指定仮設構造物の代替案の比較設計資料と変更図、数量計算書の作成に該当するもの。
- ⑤ 現地測量の結果、大幅な地形の変更が生じ横断面を新たに作成する必要があるもの。又は縦断面計画の見直しを伴う横断面の再作成が必要となるもの。ただし、受注者の都合により作成したものは除く。
- ⑥ 施工の段階で判明した大幅な推定岩盤線の変更に伴い横断面の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断面の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ⑦ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断面計画の見直しが必要となるもの。
- ⑧ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。
- ⑨ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造の再計算が必要となるもの。
- ⑩ 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑪ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑫ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑬ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。ただし、受注者が提案し監督員が承諾して採用した工法の比較検討は除く。
- ⑭ 舗装修繕工事の縦横断面設計で当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合。
- ⑮ 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成。
- ⑯ 概略発注工事における構造計算及び図面作成。
- ⑰ 要領等の変更にともなう構造計算及び図面作成。
- ⑱ 照査の結果必要となった追加調査の実施。

6. 設計図書の訂正又は変更の実施者

- 設計図書の訂正又は変更は、契約書第18条第4項のとおり、発注者が行わなければならない。
- なお、第1項第4号又は5号に該当し、設計図書を変更する場合、工事目的物の変更を伴わないものについては、発注者と受注者とが協議のうえ、発注者が行うものとする。

【工事請負契約書第18条第4項】

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

【工事請負契約書第18条第1項】

- 一 図面、仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

7. 設計変更の対象となるケース

① 図面と仕様書が一致しない場合（契約書第18条第1項 一）

- 設計図書（図面と仕様書）の相互間に相違がある場合は、特記仕様書、図面、共通仕様書の順に優先すること。（共通仕様書1-4-2）

【事例】

- イ) 仕様書と図面で材料の名称、寸法、規格等の記載が一致しない。

② 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約書第18条第1項 二）

- 設計図書の誤り、設計図書に表示すべきことについて表示されていない場合

【事例】

- イ) 条件明示する必要があるにも係わらず、土質や地下水位に関する一切の条件明示がない。
- ロ) 設計図書に示されている施工方法では、条件明示されている土質に対応できない。
- ハ) 設計図書に記載されている材料の規格が間違っている。
- ニ) 設計図書に使用材料の規格が記載されていない。
- ホ) 図面、仕様書に設計条件又は施工方法に係る必要事項が記載されていない。
- ヘ) 条件明示する必要があるにも係わらず、交通整理員についての条件明示がない。
- ト) 図面に設計寸法の明示がない。

③ 設計図書の表示が明確でない場合（契約書第18条第1項 三）

- 設計図書の表示が抽象的な表示で、実際の工事の施工に当って判断し得ない場合

【事例】

- イ) 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合。
- ロ) 使用する材料の規格（種類、強度等）が不明確な場合。
- ハ) 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない。
- ニ) 用地買収が未了との記載はあるが、着工見込み時期の記載がない。
- ホ) 図面と工事数量総括表の記載事項が合致しない。
- ヘ) 仮橋の参考図は明示されているが、荷重条件や制約条件等の設計条件の明示がない。

④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

（契約書第18条第1項 四）

- 自然的条件とは、一般的には地質、湧水等の状態、地下水の水位などがあり、人為的条件には、地下埋設物、地下工作物、土取場、自工区外盛土場、工事用道路の指定等がある。

【事例】

- イ) 設計図書に明示された土質（地形）や地下水位が現地条件（現場）と一致しない。
- ロ) 設計図書に明示された地盤高が工事現場（の地盤高）と一致しない。
- ハ) 設計図書に明示された地下埋設物の位置が工事現場と一致しない。
- ニ) 第三者機関等による制約が課せられた場合。

⑤設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（契約書第18条第1項五）

- 前記④に示した自然的条件について設計図書に明示しておらず、しかも周辺の状況からして特に予想し得なかったもので、例えば一部に軟弱地盤が判明したり、転石が発生した場合である。
- 同様に、人為的条件としては、予期し得なかった騒音規制、交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見、第三者による妨害等がある。

【事例】

- イ) （施工中に）埋蔵文化財が発見され、調整が必要となった。
- ロ) 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった。

⑥発注者が変更の必要があると認め、設計図書の内容を変更する場合
（契約書第19条）

- 原契約を根本から変えるような変更は別として、発注者が設計図書の変更を任意に行えることとしている。

【事例】

- イ) 地元調整、関係機関協議の結果、施工範囲、施工内容、施工日・時間の変更を行う場合。
- ロ) 新たに（同時に）施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する場合。
- ハ) 警察・河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議により施工内容の変更、工事の追加を指示する場合。
- ニ) 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する場合。
- ホ) 使用材料を変更する場合。
- ヘ) 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合。
- ト) 隣接工事との調整で、交通整理員の人数を変更する場合。
- チ) 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設（共通仮設費の率計上分以外）を必要と判断し追加する場合。

⑦受注者が自らの負担で実施すべき「設計図書の照査範囲」を超える場合

- 土木工事共通仕様書 1-5-2「設計図書の照査」には応力計算を伴う照査まで求めるものではない。

※本ガイドライン「5. 設計図書の照査及び工事内容の変更等の補助業務について」参照。

⑧受注者の都合により材料又は施工の変更等に係る承諾願が提出された場合
(土木工事共通仕様書 1-67 「VE 提案に関する事項」は除く)

- 受注者の都合により材料又は施工の変更等に係る承諾願が提出された場合、設計図書(設計図面・仕様書)に示す工事目的物の形状寸法や材料規格が同等以上と判断されるものについて、しかるべき理由があり、特段支障が無い時は、承諾を与え工事目的物の変更を行うケースがある。
この場合、設計図書と工事目的物は同一のものでなければならないことから、工法変更により設計図面や仕様書を変更するとともに、既契約額を上限とした新単価を設定する。
- 上記の承諾等の手続きは、受注者の都合に配慮した行為であるが、最終設計変更図は、工事完成図に反映され管理段階の維持修繕業務や改良工事、将来の拡張工事等に使用される重要なものであり、適切かつ正確に記載しなければならないため、記載漏れ防止のためにも工法変更手続きが必要となる。
なお、コンクリートにおける混和剤基準の一部変更など、将来、管理上影響がないと認められるものは、この限りではない。

⑨工事の全部又は一部の施工について監督員が一時中止を指示した場合
(契約書第 20 条)

- 受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、監督員は「契約書第 20 条」の規定により工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。
- 監督員は、工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、受注者から中止期間中の増加費用の負担について発注者に協議があり、かつ必要があると認められるときは、増加費用の負担を行う。
※別に定める『一時中止ガイドライン』参照。

⑩賃金又は物価の変動により請負代金が不相当となった場合 (契約書第 25 条)

- 発注者又は受注者は、工期内で請負締結の日から 12 カ月を経過した後に賃金水準又は物価水準の変動により請負金額が不適用と認めた場合、相手方に対して請負金額の変更を請求できる。

⑪第三者等への災害防止のため受注者判断で緊急やむを得ずその対応をした場合 (契約書第 26 条)

- 受注者は、災害防止のため「臨機の措置」をとった場合、その対応内容を発注者に直ちに通知する。
- 発注者は、受注者が要した費用のうち、必要と認めた部分について負担を行う。

8. 設計変更の対象とならないケース

正規の手続きに従えば、設計図書の変更が必要となる場合がありうることを鑑みれば、発注者・受注者ともに、契約図書に乗っ取った手順を速やかに行うことで問題が発生しないようにすることが必要であり、正規の手続きを確実に実施する義務がある。

しかし、以下のように契約書及び仕様書に定めた手続きによらず、受注者が設計図書と異なる施工を行った場合には設計変更の対象とはならないので注意が必要である。

なお、契約書第26条「臨機の措置」で対応するような災害時等の緊急性を要する場合はこの限りではない。

① 契約書類に条件明示のない事項において、発注者からの「協議」又は「指示」等の通知がなく、受注者が独自に判断して施工を実施した場合。

- 受注者は、契約書第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により発注者（監督員）に提出し、確認を求める。

② 発注者との協議が整う前に施工を実施した場合

- 契約書第18条第3項の規定により、発注者は調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知することになっており、速やかな通知は発注者の責務である。しかしながら、協議内容によっては各種検討・関係機関との調整等により、やむを得ず受注者の意見を聴いた上で通知を延期する場合もある。その為、受注者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

③ 工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められた所定の手続きを経していない場合（契約書18条～24条、共通仕様書1-34～1-37）

- 発注者及び受注者は、協議・指示、工事の変更、一時中止、請負代金額の変更など所定の手続きを行う。

④ 書面によらない場合（口頭のみ指示等）

- 口頭指示のみであったために設計変更ができない事態が生じる責任は監督員にある場合が多い。監督員は真にやむを得ない場合を除き口頭の指示は行わない。口頭指示を行った場合は速やかに文書により通知を厳守し、信頼関係の喪失と紛争の防止に努めなくてはならない。

9. 設計変更することの妥当性に迷った事例

下表に示す事例は、当社発注の工事において設計変更の妥当性に迷った事例を収集し、その変更の際しての考え方について整理したものである。ただし、各工事においては、事例に示される内容と条件も相違するため、事例に示された内容に類似しているからといって変更して良いということではなく、条件変更に合致していることを確認のうえ、設計変更の判断が必要となる。

NO	工種等	概要	考え方の整理等
1	設計費	詳細設計付き工事に延長床版を当該工事にて実施することから、その設計を工事業者で実施するとともに延長床工事の追加を行った。しかし詳細設計付工事であったことから、延長床版の設計費の取扱いについて設計変更の対象か否か迷った。	<ul style="list-style-type: none"> ・当初より計上している詳細設計に含まれる範囲なのかの判断が必要であり、詳細設計範囲外（新たな設計の追加）であるのであれば、費用計上は必要。 ・ただし、本来、条件変更に伴い生ずる調査設計業務は、別件発注が原則。 ・しかし、時間的制約等のなか効率的な観点で工事に含める場合は、理由等整理のうえ費用を計上。
2	仮設	明らかに設計に瑕疵があり、当初契約時の条件で施工が出来ず仮設工の追加や、施工機械の変更を行ったが、条件変更（18条）との整理が困難であったため、取扱いについて設計変更の対象か否か迷った。	<ul style="list-style-type: none"> ・設計上の瑕疵は、条件変更該当。 ・設計受注者にかし修補請求に基づき修正を要求し、工事受注者に変更指示。 <p>※設計のかしにより手戻り等が生じた場合の設計受注者への対応は、費用請求等別途検討が必要。</p>
3	土工運搬	積算基準による運搬時間と実態とは乖離があったため、運搬先の変更に併せて運搬時間の実績平均を使用し、新単価を設定したが、積算に関して当初の考えと相違することとなるため、問題無いかどうか迷った。	<ul style="list-style-type: none"> ・実績値を採用するためには、道路の交通環境を十分に調査し、月別、曜日別、時間帯別等の要因を踏まえた適正値の把握が必須。 ・当初と同一の運搬経路となる区間の見直しは、説明責任が果たせるよう整理。（条件変更の要因が生じていることの理由が必要）
4	排水溝	現場打ち集水ますについて、他工事との現場錯綜にて現地施工が困難であったため、別途ヤードで丘打ち後、現場まで運搬を実施したため、その運搬費用を計上することについて問題無いか迷った。	<ul style="list-style-type: none"> ・現場が錯綜しながらも極力直近で製作し、現地の機械を使い効率的に施工することが基本。 ・製作ヤードを遠距離に設けるのは、受注者の施工性の観点によるものと思慮されるため別ヤード施工の妥当性を適切に判断。
5	安全費	一般道の交通規制等の安全費については、諸経費の算定における率計上されているが、片側交互通行規制を伴う一般道路について、率計上される費用以上の安全費が必要と思われたが、積算基準でいう『特殊な規制』ではないと判断し、未計上とした。	<ul style="list-style-type: none"> ・積算基準では、一般道の交通規制等の安全費については、諸経費の算定において率計上されているため、別途計上できない。ただし、特殊な規制を行う場合は、本社協議により計上できるものもあるため、特殊な規制を行う場合は協議されたい。
6	安全費	交通規制における規制材の内、ラバコーン用の電池式視線誘導標について相当な規制日数を要し数十万～百万程度の電池交換費用がかかったが、共通仮設費の安全費の内と判断し、未計上とした。	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、特殊な規制とは、大阪府の中央環状線などの交通量等が高速道路並みと考えられるような道路などでの交通規制などが想定されるが、工事規制内容は様々であり、別途計上の判断は本社協議が必要。
7	規制安全費	一般道の交通規制等の安全費については、諸経費の算定における率計上されるが、5万台を越すような一般道路については、率計上される費用以上の安全費が必要と整理（本社に相談の上、高速道路並みの一般道であると扱うこととした）し、別途安全費用を積み上げた。	

NO	工種等	概要	考え方の整理等
8	伐採 処分費 廃棄物	割掛項目にて計上した処分費（建設廃棄物等（樹木伐採等）に要する処分費）が想定した数量より多く（2割程度の増）発生したが未計上とした。	<ul style="list-style-type: none"> ・積算基準では、実態での費用計上を可能としているため、発注時において当初より計上可能（変更後の数量変動が少ない）か、工事実施後実態により費用計上するかの判断必要。 ・相当程度の規模となる場合は検測項目にするなど、当初より費用計上する際は、精度向上に努めるとともに、条件変更による変更が可能なよう仕様書等での条件設定をされたい。
9	泥落とし装置 スパツ	当初計画では泥落とし装置のみの計画であったが、土質が粘性土で、車両廻りに付着した土砂を落とすためにハイウォッシャーを併用し、費用について計上した。	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の契約条件に必要な措置等が追加となれば、具体策を指示し費用を計上。 ・契約条件としての泥落とし装置の内容が具体化していることが前提。または、追加措置の位置付けを適切に整理。
10	構造物掘削	当初設計図書に記載された構造物掘削ラインは土質より、1：0.8としていたが、現地は予期せぬ多量の湧水により自立しないため、大型土のう+1：1.0勾配に変更し、新単価として計上した。	<ul style="list-style-type: none"> ・現地施工状況より、受注者が掘削勾配の変更の必要があると判断し、変更施工計画書を提出する場合においては、現地施工状況を確認のうえ変更施工計画書に基づき必要な対策工や数量増を指示し費用を計上。 ・妥当性は、ボーリングデータとの比較により岩質区分や地下水位の状況など、契約条件に対する条件変更を適切に整理。
11	試験費	発注者が指示した標準的に市販及び製造されていない、特殊配合のコンクリートを使用するにあたり、受注者が示方配合及び計画配合決定のための試験練りに要した費用（45回分の材工）を、新単価として計上した。	<ul style="list-style-type: none"> ・通常実施するプラント使用の配合のNEXCO基準への適合確認のための試し練りは、共通仮設費（技術管理費）にて率計上されている。 ・通常のなもの以上に必要な費用は計上すべきであるが、45回分の妥当性の検証が必要。 ・なお、費用の計上とは別に標準的に市販及び製造されていない特殊配合のコンクリート使用の妥当性の判断も必要。
12	伸縮装置	伸縮装置（鋼製フィンガージョイント）の施工にあたり、工事における詳細設計の結果、止水材構造が変更となり、伸縮装置の主たる構造（鋼製）は変わらないが、構成部品である止水材が変わったため、新単価にて計上した。	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細設計の実施に伴うものであり条件変更の対象。 ・ただし、主たる部分の単価見直しは留意。
13	鉄筋	鉄筋工において、当初はD29（200mmピッチ）のダブル筋であったが、D51へ変更したことにより太径鉄筋比の増加（1.2割増し）となったが、単価を変更をしなかった。※下部工耐震補強工事を基本設計の状況で発注。別工事の上部工耐震工事に含めた耐震詳細設計の結果、D29（150mmピッチ）のダブル筋である必要が生じたことをうけ、施工性等を考慮した結果、D51シングルに変更したもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・設計完了後に工事発注する通常ケースであれば太径鉄筋比が変更となることはない。今回事例は稀なケースである。 ・今回変更で大幅な金額変更となる場合は、単価変更に関して受注者との協議が必要。
14	舗装	時間制約のある橋梁舗装改良において、床板面の不陸等により未切削となった舗装剥ぎ取り作業のタイムテーブルを発注者が調査し、現地条件に応じた実績にて新単価計上した。	<ul style="list-style-type: none"> ・実績を反映した積算とすることは良いが、条件変更を伴うことが前提であるため、発注時の条件提示や不測の事態の対応による変更が可能なよう特記仕様書等の作成に留意すること。 ・当初の施工計画、積算工程等の熟度不足に伴う変更は不可。適切な変更理由（条件変更）の整理が必要。

NO	工種等	概要	考え方の整理等
15	安全費 広報費	仮設防護柵を使用した終日車線規制を行うにあたり、受注者が自主的（技術提案なし）に広報としてOVに横断幕の設置及び休憩施設に仮設看板の設置を行ったが、受注者からの申し入れがなかったため未計上。	<ul style="list-style-type: none"> ・終日車線規制実施における広報看板等は、発注者が主導し計画すべきものである。従って、OVへの横断幕設置や休憩施設での仮設看板設置については、受注者の自主的な範疇で実施させるのではなく、発注者主導で実施。 ・これらの費用計上については、工事へ含めるか、広報企画会社へ別途発注するかは要検討。 ・ただし、通常設置する安全標識等は、諸経費に含まれるため注意が必要。
16	災害 緊急対応	大雨により、工事に起因しない河川の氾濫及び一般道の滞水が発生したため、隣接する当該工事が緊急対応として現場処理を行った。これに伴う費用について新単価計上した。	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者として必要性を認め指示した場合は費用を計上。 ・しかし、施行内容、範囲については、当面の初動対応を除き現場管理との関連性から適切な判断も必要。
17	仮設	リース材料によるH鋼の打ち込みにおいて、漁協との協議により引抜きができなかったため、河床から出ている部分は切断し、埋設部分については全損で新単価で計上した。	<ul style="list-style-type: none"> ・当初契約における条件提示を前提として、協議に伴う条件変更として対応すべき事項。 ・なお、リース品については、切断により基準長を下回る場合は、リース材として取り扱うことができなくなるため留意すること。
18	構造物掘削	構造物掘削において予期しない硬岩が発生したが、構造物掘削線を図面に記載していなかったため契約単価で支払った。	<ul style="list-style-type: none"> ・構造物掘削線の記載がない場合においても、ボーリングデータとの比較における岩質区分の相違や数量計算書の内訳から確認できる掘削線を基に、必要に応じた変更を検討。 ・構造物掘削線の変更は想定条件が大きく異なる場合は要検討。
19	基礎材 購入材 発生材	捨土工区の現場で構造物基礎材が必要となった際に発生材では規定に入る材料が無かったため、近隣の公共事業に転用可能な発生材が無いことを確認し、購入材により新単価で計上した。	<ul style="list-style-type: none"> ・規定を満足しない材料は使用不可。（購入する基礎材は、再生材料が基本） ※建設副産物の3R及び再生資材の利用に関する手引参照
20	プラント 遅延 引き渡し 短縮	土工工事からの路床引き渡し時期が遅れ、舗装は突貫工事になったため、骨材のストックヤード（規模、設備）等が積算基準に記載されている以上に必要不可欠になった。	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理の面からも過度な受注者負担は避けるべき。 ・部分引き渡し時期が契約条件として明記されているなど、引渡しの遅れが土工工事の受注者の責が明確であれば、土工受注者負担を検討。
21	遅延 引き渡し 短縮 夜間	土工工事からの路床引き渡し時期が遅れ、舗装は突貫工事になったため、時間外施工及び夜間工事が必要となった。	<ul style="list-style-type: none"> ・土工受注者の責がない場合は、発注者がヤードや夜間工事の費用を負担。
22	規制 安全費	契約項目として作業に必要な日数分の交通規制費を計上していたが、現地施工条件の変更により交通規制が更に必要となるため、当社積算における施工能力を確認し、遅延行為等がないことを確認のうえ必要日数を追加し支払った。	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな変更が予想される交通規制費の計上は、検測項目とすることを標準としているが、計画と実態の乖離が生じる場合もあるため、当初の交通規制計画書提出時点から受発注者の考え方を十分確認（パーティ数、能力等の両者の考え方）し、現地での条件変更の有無も含め整理する。
23	借地 捨土	捨土先の借地返納条件が、協議の結果農作業用地になることとなり、耕土による返納が必要なため、不足する耕土を購入土により新単価で計上した。なお、先に搬入した捨土のうち、耕土相当については小石混じりのため、小石取り除き費用についても実態に応じた費用を新単価に計上した。	<ul style="list-style-type: none"> ・本線外盛り土場の借地条件は遵守すべき事項。返納条件が途中において変更となった場合については、妥当性の整理が必要。 ・過度な要求など、不当要求事案の判断も必要。

NO	工種等	概要	考え方の整理等
24	仮囲（目隠し板） 技術提案 後続工事引継	先行工事において、技術提案より目隠し板を設置した。その後の工事において、引継いだ事によりリース契約で実施していた為、リースで新単価処理を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・まず、先行工事の技術提案項目を継続工事が引継ぐことに関して、発注者として理由付けが必要。 ・費用については、撤去・再設置の不要な施工を生じさせないこと、リース契約の継続であることから、引継ぎ時点からリース費で計上。
25	架設	架設工法は、手延べ式送出し架設であり、当初計画はため池の濁水期時期（10月～2月）に下部工工事にて設置した進入路を利用し、支承、仮設備（降下設備、送出し装置）の設置を行い、その後送出し架設を予定していた。 しかし、水利組合との協議により、濁水期内に護岸復旧を行うこととなり、仮設備が濁水期内に設置ができない状況となった。よって、出水期において、ため池外から大型クレーンによる仮設備の据え付けを行う計画に変更した。それに伴い、大型重機の組立、解体費用、クレーン賃料を計上。	<ul style="list-style-type: none"> ・契約条件の変更として措置。 ・水利組合との協議経緯を整理。
26	支保工 過少	特殊支保工について、当初参考図として添付していた構造から現地で構造変更があったため当初積算時の未計上費用（過小計上分）についても合わせて費用計上することを検討したが、約定されている費用を新たに再計上することとなるため、未計上とした。	<ul style="list-style-type: none"> ・参考図添付ながらも現地の条件変更に伴い大きな変更が生ずる場合は、変更を指示。 ・当初積算時の未計上分を新たに計上することは不適切。
27	割掛 工事用道路 借地	割掛として計上している工事用道路について、民地部分の借地範囲が当初想定以上の範囲を借地することになったことに伴い、増加費用分を新単価等で費用計上予定。（所有者からの条件）	<ul style="list-style-type: none"> ・協議が整っていない条件を工事発注することは不適切。 ・NE XCOが借地協議、契約することが基本。 ・工事に含める場合は、所有者と協議を整えていること。 ・費用計上する場合は、受注者へ義務化している範疇であることを踏まえ、条件変更整理必要。
28	工事用道路遅延	本線内の進入方法について、当初は道路掘削による材料で考えていた（盛土部分のため積算上の考慮は無）が、工程上、掘削土が確保できない（用地未契約）ことから、敷き鉄板にて進入路を設置したことに伴い、敷き鉄板費用を新単価計上予定。	<ul style="list-style-type: none"> ・当初条件明示した用地買収時期の遅れに伴うものは条件変更として指示。 ・用地契約時期の見込みは、工事工程等に大きな影響を及ぼすため適正な判断を。 ・著しく費用が増加する場合は、全体工程等より、工事進捗を図るべきか否か検討必要。
29	文化財 畦畔	工事発注済み区間の買収済み用地（水田）に対して、文化財調査を行う必要があったが、用地外の水田から文化財調査場所に水が流入してくる可能性があったため、用地内に水の流入防止とし仮畦畔の設置（用地内）を本工事で実施し、新単価とし計上した。また、本畦畔（用地外）についても側道等の整備に合わせて施工したが、用地補償との関連もあり、費用計上について迷った。	<ul style="list-style-type: none"> ・用地買収後の残地の本畦畔は、水田所有者が設けるのが原則。
30	伐採 除根 文化財	文化財調査に基づく伐採工事を別途行っていた部分について、本線工事発注後も伐採範囲として含め、その費用を新単価として計上予定。（乗り込み前の伐採完了時期から1年経過しているため、竹が繁茂している状況であった）	<ul style="list-style-type: none"> ・積算基準では、伐開徐根に要する費用（竹等の伐採費含む）は、諸経費の率計上に含まれるため、別途計上できない。

NO	工種等	概要	考え方の整理等
31	土工 硬岩 発破	硬岩掘削で発破の制限を受けた（主要道路から50mの範囲は発破ができない）ことから、硬岩掘削を機械掘削（ピッカー+ブレーカー併用）で行った。NEXCO積算基準及び国積算基準を準用することができないことから、労務・機械損料・消耗品を実績を確認の上、新単価計上した。	<ul style="list-style-type: none"> ・適用できる積算基準がない場合に、実績で積算することは必然。 ・主要道路から50m範囲の発破不可は、当初から折り込むべき事象であり、発注時における施工条件等の十分な整理が必要。 ・施工性、経済性を比較のうえ工法を選定すること。
32	TN掘削 吹付	トンネル掘削において、余掘量以上に掘削（抜け落ちなど）した部分について、コンクリート吹付による埋戻しを行い、その費用を計上した。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的には対応しない範疇。 ・契約上と実施工上の地質区分について、明確な相違の説明ができることと、その対策として発注者が必要な費用を計上する理由の整理が必要。 ・または、契約上の地質区分と同一であるが、当該岩質の特性として慎重かつ丁寧な施工を行っても過度な抜け落ちが止まらないなど、特異性の整理が必要。
33	吹付	トンネル切羽作業の安全対策とし、鏡吹付け（t=5cm）を新単価として計上した。	<ul style="list-style-type: none"> ・鏡吹付については、受注者の安全性向上の一環として実施されているものであり、原則、費用計上しない。 <p>※鏡吹付けについては、応力計算上から吹付厚さを定められるものではないこと、掘削切羽形状の工夫で不必要とすることも可能であること、工事目的物とは違い、受注者が安全施工の前処理で行っていることなどなどから、これまで受注者の現地判断において、各切羽の状況に応じ任意に判断され、施工されてきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しかし、現地においては、安全な施工を確保するうえで、厚さを定め発注者が指示する場合も想定される。指示する場合については、現行基準において計上しているものと重複しないことを前提に費用計上する。
34	設計誤謬 構造物掘削	当初設計において、ウイング部未考慮による掘削範囲未計上と降雨に伴う崩壊が発生したため、設計誤謬による正しい掘削範囲の計上と土質状況の変更と合わせて掘削線を変更。（受注者の施工範囲に合わせたものではなく、理由の整理可能な範囲のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・契約条件に照らし合わせ、条件変更の適用を整理。
35	施工機械 施工ヤード 実績	仮囲設置後、台風対策でステイ設置を指示したことで捨土掘削施工ヤードの確保が困難となり、施工機械を小型化せざるを得なくなったため、実績歩掛を使用し、新単価を設定した。	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策として必要な措置を指示したのであれば施工条件の変更と整理。 ・発注時の施工計画立案熟度を高める工夫が必要。
36	硬岩 環境 騒音	橋台部構造物掘削において、予期しない硬岩が発生したため、近傍鶏舎への騒音対策とし、各種工法を採用し実績にて支払いを実施した。（専門業者が施工したが計画通りに進められず、何度も工法を変更した）	<ul style="list-style-type: none"> ・硬岩の発生を条件変更で整理し、実績に基づき支払い。
37	杭 ビット損耗 実績	ペント杭のビット損耗が、積算で見込んでいる以上に損耗したため、実績を確認のうえ、損耗費新単価を計上した。	<ul style="list-style-type: none"> ・契約条件の地質状況と比較を行い、ボーリングデータと地質状況が異なること、又は大幅な施工サイクルの遅れが当該岩質の性状によるものであることを確認し条件変更を整理。 ・ビットの損耗実績に応じた費用を計上。

NO	工種等	概要	考え方の整理等
38	FCB 強度 狭小	狭小部のFCB施工において、強度発現に時間を要するため非効率な施工となることから、効率性を確保する観点より標準強度から変更し、新単価計上した。（全体工程から必要性を整理）	・日施工量が極端に少なく標準設計、標準積算では工期を確保できないため、施工性も考慮し設計強度を変更。
39	架設	下部工施工に伴う進入路の線形変更及び施工ヤードの地盤改善に伴い、積算時の架設計画を実態に合わせて変更した。	・田地における架設のためクローラークレーンを適用することとし発注したが、下部工施工において地盤が改良されたことからホイールクレーン使用が可能となり、架設工程も変更となったため実態に合わせて変更。
40	アーチカルバート 編土工対策 垂直縫土工	盛土部アーチカルバートの編土工対策として、盛土部に小口径鋼管による垂直縫土工法を当該工事の受注者に追加指示したが、新規工事のため落札率は考慮しないこととした。	・施工完了後にクラック等の発生が確認され原因と対策を検討の結果、設計における編土工未考慮によるもので縫土工が必要となったが工期延期を含め当該工事に追加することとし落札率は非適用とした。
41	基礎杭 地盤改良	河川内橋脚の基礎杭（L=50m）施工において、当初より砂利等による締め付け（ジャミング）が発生し掘削不能となり、対策工として地盤改良（固結化）を当該工事の受注者に追加指示したが、新規工事のため落札率は考慮しないこととした。	・築島施工面から50mの基礎杭施工において掘削不能となり、地盤改良の試験施工に伴い対策工を決定したが狭小箇所での並行作業となることから当該工事に追加することとし落札率は非適用とした。
42	廃棄物 産廃 構造物掘削	橋台部構造物掘削において、予期しないし尿等の埋設物が発生し対応策を検討した結果、行政指導のもと指定処理施設へ有料搬出することとなり当該工事の受注者に追加指示したが新規工事のため落札率は考慮しないこととした。	・予期しないし尿等の埋設物処理に関して、指定処理施設への有料処分となったため、当初契約条件に全く含まれていないことから落札率を非適用とした。
43	仮設	リース材料による矢板の打ち込みにおいて、本体工事施工後、引抜きができなかったため、地上に出ている部分は、切断のうえ、埋設部分については、全損で新単価を計上した。	・受注者の責でないことを整理のうえ施工実態を反映。 ・なお、リース品については、切断により基準長を下回る場合は、リース材として取り扱うことができなくなるため留意すること。
44	用地外 擁壁 舗装	私道（未舗装）を機能復旧したが、買収用地内では取り付けが厳しく既存道路より急勾配となって、民地側にはみ出して構造物対応せざるを得なかった。このため施工承諾にて行った用地外施工の構造物（擁壁、コンクリート舗装）を各単価項目数量にて計上した。	・本来は追加買収したうえで、構造物を構築し行政移管することが望ましい。しかし、対応が困難な場合は、当該地権者と構築した構造物の帰属先や維持管理等について確認書等で明確にする必要がある。（レベルバンク等も同じ扱い） ※構築した資産の処理については、「移管用施設」とし登録し、その費用については、本線（切土、盛土等）へ計上、機構に引き渡される。なお、「移管用施設」は、道路区域外であるため、資産としての扱いとならない。
45	機械 遊休 アンカー	切土掘削において、法面へのアンカー施工が必要となったことから、アンカー施工を追加したが、切土工事で使用する機械については、アンカー施工時は待ち時間が生じてしまうことから、それら機械の遊休費用とし、新単価計上した。	・工事現場内の転用、回送費の計上、上下作業による工程短縮等を検討のうえ、適切な機械存置の判断を整理。
46	借地 構造物掘削	用地境界付近の構造物構築のための踏み荒らし費等については、受注者はどうしても安全上、広い範囲を借地せざるを得ないケースがあるが、受注会社の確保すべき用地の範疇との判断のもと、未計上とした。	・施工上必要な範囲で大きな費用を要するものは、当初計画時に計上。

NO	工種等	概要	考え方の整理等
47	工事用道路 砕石 維持	工事用進入路を良好な状態で維持するために砕石等の敷き均しに要した費用が明らかに割掛け相当の量より多かった。	・発注時の施工計画の熟度を向上させる。
48	環境 仮囲	工事個所近傍の鶏舎に対して、地権者からの対策要望も踏まえ、工事期間（4年間）と開通後の対策も見据え、騒音対策と地形改変に伴う防風対策として、相応の目隠板を選定のうえ、新単価計上した。（騒音、風向き調査を実施中）	・必要性を整理のうえ適切に対応。
49	安全費	受注者が計画した夜間照明では、実作業時に暗いため、追加で照明設備を準備するよう口頭指示した。追加指示した費用は、諸経費に含まれる範疇であり、追加指示に伴う費用計上しなかった。	・安全に要する設備は、施工計画の段階で協議し、互いに確認すべき事項。 ・積算基準において夜間作業における照明費用は、諸経費にて率計上されるため、別途計上はできない。
50	散水 環境 清掃	トンネル工事において、現場内の散水等を適切に実施していたが、風等で砂埃が飛散しやすい土質的であったため、周辺家屋等への屋根に飛来したことから、屋根の清掃費用を受注者側に非の無いことを整理したうえで、清掃費用を新単価計上した。	・必要性を適切に判断。
51	工事用道路 散水 維持補修	工事用道路（一般車両も使用）において、維持補修の一貫として散水を割り掛け計上していたが、地元苦情により積算以上の回数を指示しており追加分を関連単価にて計上した。	・必要な費用は計上。また設計図書に照らし合わせて条件変更を適切に整理。
52	環境 散水	地元協議において、現場内からの粉じん対策が要望されたため、現場内の散水費用を新単価計上した。	・必要性を適切に判断し、費用計上。
53	支障物件 移設 遅延	支障物件（電柱、架空線等）の移設時期が工程上支障となるため仮迂回をせざるを得なかったことによる費用について、新単価計上した。	・用地及び補償費で対応することが基本であり、事前の工程調整を適切に。 ・仮迂回は必要に応じ費用を計上。
54	安全費 第三者被害	安全対策のうち、特に第三者被害に関する対応が求められているが、設計図書に定めのない事項や別途監督員の指示で実施したものは追加費用の協議対象とした。	原則は、設計図書に基づき判断するものとするが、安全費のうち、安全対策等に関する費用計上について、参考資料：安全対策等に関する費用計上の参考事例として整理したので現地条件により適切に判断されたい。

【参考資料】安全対策等に関する費用計上事例

○重大事故リスクアセスメント(平成 29 年 4 月西日本高速道路株式会社)に基づく費用の計上

重大事故リスクアセスメントにおける受発注者協議の結果、施工計画の変更により安全対策等が必要であると考えられた場合、この安全対策等に要する費用については、工事請負契約書（第 18 条、第 19 条及び第 26 条）及び本設計変更ガイドラインに基づき、工事の施工にあたり条件変更等があるもの及び監督員が必要と認めるものについて、受発注者で協議を行うものとする。

なお、受発注者協議の対象となる安全対策等は以下によるものを基本とし、これにより難しい場合については、その都度、本社担当課と協議を行うものとする。

〈受発注者協議の対象となる安全対策事例〉

- ・ 受注者の責によらず条件変更等により大幅に施工方法や仮設構造物等の構造を変更する必要が生じた場合等に追加となる費用
- ・ 協議等により追加する安全対策の実施により、大幅に施工能力が低下する場合等に追加となる費用
- ・ 仮設物等に対する常時計測等に必要な費用
- ・ 災害防止のため受注者判断で緊急やむを得ず対応した場合に要した費用

○事例 1：工事現場の形状、地質、施工上の制約等設計図書と実際の工事現場が一致しない場合【工事請負契約書 第 18 条】

（当初設計）

- ・ 架設図（参考図）で仮設ベントを設置する位置及びトラッククレーンの規格を明示

（条件変更）

- ・ 発注後に交差道路管理者との協議により、新たな制約が課せられ、仮設ベントを立てる位置が変更され、桁架設の際に使用するトラッククレーンの規格を変更
- ・ 仮設ベント設置位置における土質調査を実施した結果、地耐力が不足することが判明したため、仮設ベント基礎部の地盤改良を追加

（新たな対策として費用計上するもの）

- ・ 仮設ベント設置位置変更に伴い追加で実施した土質調査費用
- ・ 土質調査結果に基づくベント基礎部分の地盤改良工の費用及びトラッククレーン規格変更に伴う工事増減費用

○事例2：工事現場の形状、地質、施工上の制約等設計図書と実際の工事現場が一致しない場合【工事請負契約書 第18条】

（当初設計）

- ・ 橋梁桁架設における降下作業について、サンドル+ジャッキによる降下作業を夜間工事（22：00～6：00）で計画（架設参考図において、サンドル+ジャッキの明示）

（条件変更）

- ・ 発注後、交差道路管理者との協議により、新たな制約条件として、桁降下時の転倒及び落下への対策追加を求められた
- ・ この対応として、橋桁を面で支えながら降下する設備を構築し、桁降下する計画に変更したため、1日あたりの桁降下量（施工能力）が当初計画の1/3となり、桁降下に係る日数が大幅に増加

（新たな対策として費用計上するもの）

- ・ 本計画による施工能力を考慮した架設費とした場合に追加となる費用を計上
- ・ 交差道路を規制するため追加で必要となる保安要員の費用

○事例3：発注者が変更の必要があると認め、設計図書の変更をする場合【工事請負契約書 第19条】

（当初設計）

- ・ 発注図書における架設図（参考図）においては、桁固定等を反映していない。
- ・ 特記仕様書により、「詳細設計において架設計画を検討した結果、交差道路近接箇所において架設橋桁と橋脚との固定等の安全対策が必要となった場合、その費用については監督員と受注者で協議する」と記載。

（変更）

- ・ 詳細設計の結果、国交省通達（H28.6.20）に基づき、交差道路近接箇所において、架設橋桁と橋脚を固定し、地震動に対応できる強度を有した安全対策を実施。
- ・ 架設用のサンドル架台について、地震動に対応できる強度を求めることとした。

（新たな対策として費用計上するもの）

- ・ 架設橋桁と橋脚を固定（地震動に対応できる強度を有した）するために必要となった費用
- ・ 架設用のサンドル架台において、地震動に対応するための補強により追加で必要となる費用

○ 事例 4：発注者が変更の必要があると認め、設計図書の変更をする場合

【工事請負契約書 第19条】

(当初設計)

- ・ 供用中の道路上空における橋梁架設工事において、仮設ベント設備の傾き等の常時計測は未計上

(変更)

- ・ 平成 28 年 6 月の国交省通達に基づき、安全管理上必要な項目について常時計測を実施

(新たな対策として費用計上するもの)

- ・ 工事変更指示書により実施する仮設ベント設備の傾き、沈下に関する常時計測費用

事例 5：発注者が変更の必要があると認め、設計図書の変更をする場合

【工事請負契約書 第19条】

(当初設計)

- ・ 標準の交通規制図により交通規制を実施する計画

(変更)

- ・ 工事規制内への車両誤進入対策として、物理的防御装置を追加設置することを指示

(新たな対策として費用計上するもの)

- ・ 物理的防御装置を設置するために追加で必要となる費用

○ 事例 6：第三者等への災害防止のため受注者が臨機の判断でやむを得ず対応した場合

【工事請負契約書 第26条】

(当初設計)

- ・ 通常工事における安全対策費用を率計上若しくは必要数量計上

(変更)

- ・ 第三者等への災害防止のため受注者判断で緊急やむを得ず対応を実施

(新たな対策として費用計上するもの)

- ・ 受注者が要した費用のうち、監督員が必要と認めた部分の費用

10. 請負代金及び工期の変更

I. 新単価

(1) 新単価協議の手続き

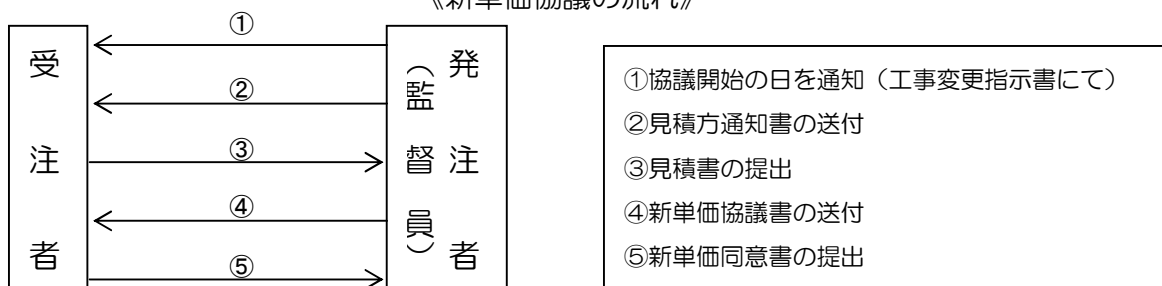
新単価とは、契約書第 24 条第 1 項の規定により、施工条件が異なる場合、単価表に記載がない項目が生じた場合、その他単価表によることが不適当な場合に、監督員と受注者が協議し新たに定めたものをいう。

新単価の協議は、監督員が、新単価見積方通知書により、受注者に対して見積書を提出するよう通知するものとし、受注者はその通知に従い新単価見積書を提出し協議するものとする。

新単価について、監督員からの協議書により受注者は同意書を提出するものとする。

なお、協議開始の日から 28 日以内に協議が整わない場合は、監督員が定め、受注者に通知するものとする。

《新単価協議の流れ》



※ 工事変更指示書の新単価協議開始日を記載する際は、受発注者間で確認を行い、合意のうえで協議開始日を設定するものとする。

(2) 新単価として取扱う対象

新単価として取扱う対象は、契約書第 24 条第 1 項及び共通仕様書 1-35-1 により次のとおりである。

- (a) 単価表に記載のない項目の単価
- (b) 施工条件が異なる場合の単価
- (c) 単価表によることが不適当な場合の単価

ここで、単価表によることが不適当な場合の単価とは、下記の如く契約の基礎となった条件にはなはだしい相違を生じた場合で、当該項目の既契約単価をそのまま使用することが明らかに妥当でないとい認められるもので次に該当するものである。

- 1) 契約当初の図面、仕様書から既契約単価を適用することが明らかに不適当な箇所の工事を追加又は変更する場合は、新単価として取り扱うものとする。(大規模な追加等)
- 2) 発注者の示した用地、物件、文化財等の解決時期が大きく相違し、施工計画を著しく変更する必要がある場合。

新単価の対象とする範囲は、原則として拘束された部分のみとする。例えば用地解決の遅れ

等により土運搬経路を変更した場合、受注者から提出され土量配分計画を参考に、その拘束された対象数量を新単価として扱うものとする。

- 3) 受注者の責に帰さない理由により、工事用道路等が大きく変更になる場合。
- 4) 契約当初の状況では考えられなかった特殊な仮設、施工方法等で、一般的な程度を大きく超えるものを追加又は削減の指示をする必要が生じた場合。
- 5) 大切土箇所等で土質の相違により面勾配が変わり、人力切直しを行うなど特殊な工法により工事を実施する場合。
- 6) 一式、1箇所、1橋等で契約している項目は内容の一部が変更となっても契約単価の変更を行わないのが原則であるが、著しい変更を指示する場合は、新単価の特例として取扱うことができる。
- 7) 既契約単価が合成単価であり、その一部の工事が削除となり、単価の妥協性を著しく欠いた場合。(なお、このようなことが想定される場合は、合成単価としないようにすべきである。)
- 8) その他、上記に準ずる場合。

(3) 新単価の算出方法

1) 新単価の算定に用いる労務単価、材料費及び機械損料について

新単価の算定に用いる労務単価、材料費及び機械損料は、原則として工事の変更を指示した時点における単価ファイル登録単価、物価資料等及び見積等により定める。

ただし、単価の内容によっては、時価を基礎として定めるより、単価表の単価を基礎として定める(当初設計時点における単価により定める)方が適切と考えられる場合があり、下記4)に基づき適正な運用を図るものとする。

2) スライド条項の適用

新単価でスライド基準日以前に受注者に工事変更指示したものは、指示後12ヶ月を経過していなくても全てスライドの対象とする。

3) 新単価の算定に伴い使用する用語

本項に使用する用語の定義は、下記のとおりとする。

- P : 新単価の発注者設計単価
- P O : 指示時点の積算基準、単価ファイル単価、物価資料等及び見積等により定めた発注者設計単価
- P a : 当初積算時点の積算基準、単価ファイル単価、物価資料等及び見積等により定めた発注者設計単価
- P b : 代替の単価項目を設定する基となる単価項目の当初積算の発注者設計単価
- P b o : 代替の単価項目を設定する基となる単価項目の当初契約単価
- C 1 : 当初契約書の諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額/当初積算時の諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額 [Cは少数第4位(少数第5位を四捨五入)とする。]
なお、C1が1.0を超過する場合は、1.0とする。
- C 2 : 0.9 ※平成23年7月1日以降から26年6月30日までの工法変更指示に適用
: 0.95 ※平成26年7月1日以降から平成29年6月30日までの工法変更指示に適用
: 0.97 ※平成29年7月1日以降の工法変更指示に適用

4) 算出方法

新単価は、図 2-1 または図 2-2 の流れ図に基づき適用単価の時点及び落札率の取扱いを定め、下記によって算出するものとする。

(i) 平成 23 年 6 月 30 日までの工法変更指示による新単価の取扱い

新単価ケースA (時価を基礎として定める単価)	新単価ケースB (単価表の単価〔当初積算時点の価格〕を基礎として定める単価)
$P = P_0 \times C_1$	$P = P_{b0} + (P_a - P_b) \times C_1$ $P_a - P_b > 0$ $P = P_{b0} + (P_a - P_b) \times (2 - C_1)$ $P_a - P_b < 0$ なお、代替の単価項目を設定する基となる単価項目が複数ある場合は、上記により各々算出した単価の平均とする。

(ii) 平成 23 年 7 月 1 日以降の工法変更指示による新単価の取扱い

新単価ケースS ^(注) (時価を基礎として定める単価で落札率を考慮しない単価)	新単価ケースA (時価を基礎として定める単価で落札率を考慮する単価)	新単価ケースB (単価表の単価〔当初積算時点の価格〕を基礎として定める単価)
$P = P_0 \times C$ ここで $C = 1.0$ ※下記の「 ■ 落札率を考慮しない場合の取扱い」の②参照	$P = P_0 \times C$ ここで $C_1 > C_2$ の場合、 $C = C_1$ $C_1 < C_2$ の場合、 $C = C_2$	$P = (P_a / P_b) \times P_{b0}$ なお、代替の単価項目を設定する基となる単価項目が複数ある場合は、上記により各々算出した単価の平均とする。

(注) 新単価ケースSは、平成 26 年 7 月 1 日以降の工法変更指示に適用

■落札率を考慮しない場合の取扱い

① 当初契約内容と大きく相違する新たな工種を追加する場合（新単価ケースS）

- ▶ 当該工事と切離しができないなど工事の関連性はあるが、“当初契約内容と大きく相違する新たな工種”を追加又は変更（代替）する場合は、落札率を考慮しないものとする。
- ▶ なお、“当初契約内容と大きく相違する新たな工種”として取扱う判断は、共通仕様書の各章の工種細目単位を基本に主要材料及び主要施工機械・仮設資材の規格の類似性から行うものとする。

(図 2-2 工事請負契約書第 24 条第 1 項及び共通仕様書 1-35 の運用解釈参照)

② 早急な対応が必要なものを設計変更により追加する場合（新規追加工事）

- ▶ 契約規程第 6 条に基づき当該工事の受注者に新規追加工事を施工させる場合は、随意契約を原則としているが、これによらず当該工事場所以外の災害復旧の追加及び会社倒産における残工事の追加等、早急な対応が必要なものを設計変更により当該工事へ追加する場合の各単価（諸経費含む）の算出には落札率を考慮しないものとする。ただし、追加工事に係る諸経費は、随意契約の取扱いとし諸経費調整を行うものとする。
- ▶ 早急な対応が必要なものとし、新規追加工事を追加する場合は、契約の適正化の観点から必要性の判断を行うため、本社担当課への協議するものとする。
- ▶ なお、当初契約時点より新規追加することを予定している追加工事の各単価（諸経費含む）の算出は落札率を考慮する。

5) 割掛工事費を共有する単価項目の取扱い

割掛工事費を共有する単価項目を廃止し、この代替として新単価を設定した場合及び設計図書に明記した割掛工事を変更した場合の新単価は下記により算出する。

- ① 割掛工事を有する単価項目に代わって新しい単価を設定した場合、廃止した契約単価に含まれていたものと同様の割掛費用が必要と認められる新単価は、廃止した単価項目に含まれていた割掛単価をそのまま新単価項目の割掛単価として採用する。
- ② 新規に追加する単価項目に別途新しい割掛費用が必要な場合はその都度割掛単価を新単価に含めるものとする。
- ③ 割掛工事が複数の単価項目に共有されていて、この割掛工事を変更指示した場合は、調整項目を設定するか、新しい単価項目を設定し増減分を精算する。
- ④ 新単価に割掛け費用を含む場合は、その旨を追加の割掛対象表又は特記仕様書により示すものとする。

6) PC工法の変更に伴う新単価

発注者のPC工法を受注者のPC工法に変更した場合は、共通仕様書9-4(3)に従って当該工法の当初契約額を限度額として、受発注者で協議して定める。

7) 新単価に関する留意事項

受注者が工法変更指示書に基づき適切な工事目的物の構築を行うためには、図面及び仕様書等施工に関する条件提示が必須であり、新単価の協議は、発注者の指示に伴い受注者が施工した工事費用の見積もりを協議するものである。

このことから、発注者は工法変更指示に当たり十分な検討結果を踏まえ、適切な指示を行うとともに施工内容に対して責任を負うものである。

本ガイドライン『1. 発注者の責務』「(3)発注者の認識」に基づき適切な発注者責任を発揮し事業に取組まなければならない。

なお、新単価協議に際しては、工法変更指示した内容に基づき適正な積算基準の適用や適正な見積りの採用等により費用を算出するとともに、適切な見積もり期間を確保し、当初契約時の単価協議と同様に受発注者が真摯な態度で協議を行わなければならない。

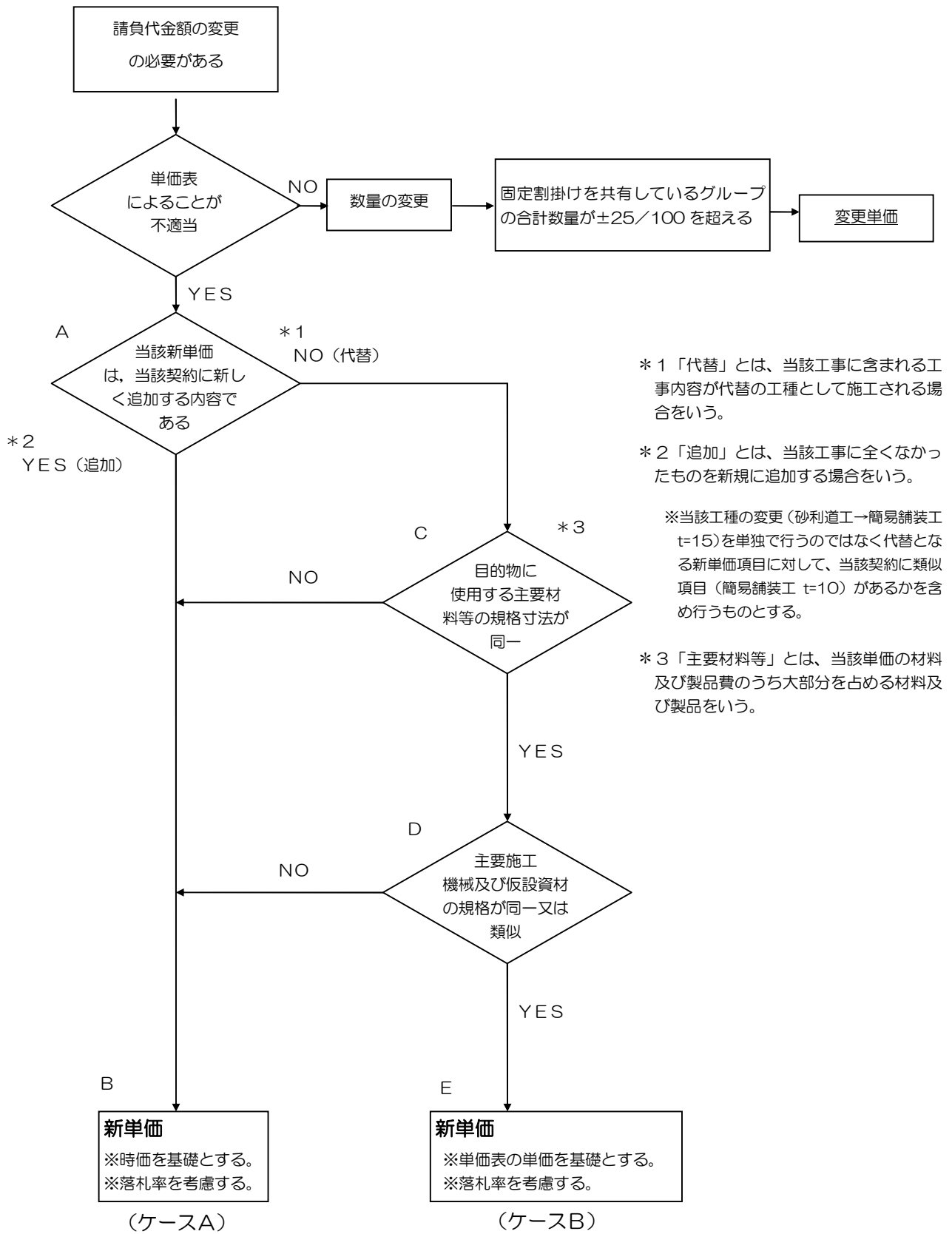


図2-1 工事請負契約書第24条第1項及び共通仕様書1-35の運用解釈
（平成26年6月30日までの工法変更指示に適用する。）

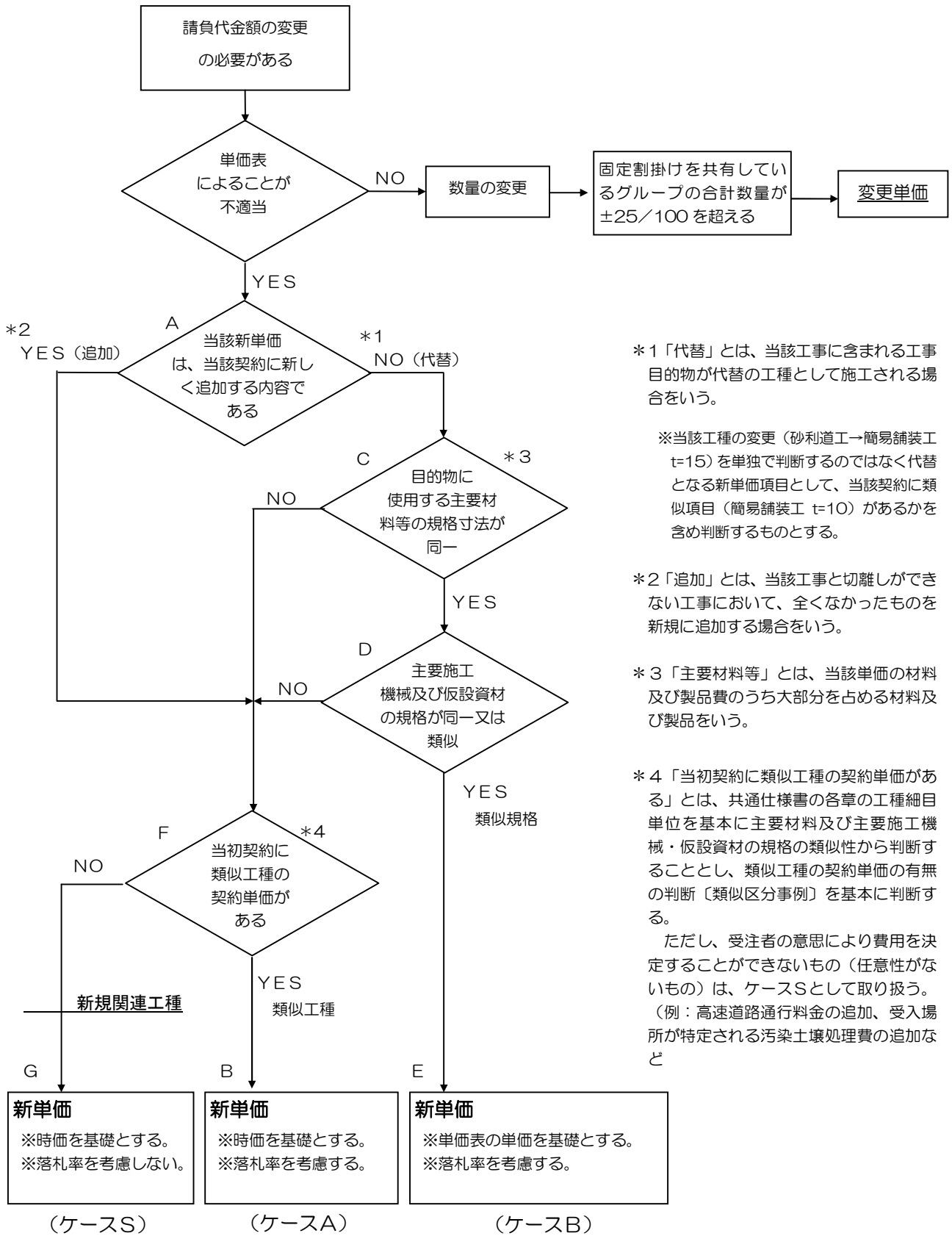


図2-2 工事請負契約書第24条第1項及び共通仕様書1-35の運用解釈
 （平成26年7月1日以降の工法変更指示に適用する。）

◎類似工種の契約単価の有無の判断

- ▶ 類似区分は、共通仕様書の工種の細目に対して、主要材料、主要施工機械・仮設資材の規格等を判断して、類似した施工内容と判断される工種の細目をグループ化することにより、類似の区分を明確化する。（下表中の「類似区分」をいう。）
- ▶ 当初契約に含まれる類似区分とは異なる類似区分となる工種細目を追加する場合は、図 2-2 における「当初契約に類似工種の契約単価がある」は、「NO」と判断する。（落札率を考慮しない：新単価ケースS）
- ▶ 当初契約に含まれる類似区分の内、当該類似区分に含まれる工種細目を追加する場合は、図 2-2 における「当初契約に類似工種の契約単価がある」は、「YES」と判断する。（落札率を考慮する：新単価ケースA）
- ▶ “類似工種”の判断について、下表の類似区分事例以外の新たな工種の区分判断を必要とする場合は、本社担当課に協議するものとする。

【類似区分事例 1/3】

共通仕様書等工種名称等		類似区分	備考
工種	工種細目		
土工	道路・客土・捨土掘削	1	・構造物特殊部の変更（主要な構造変更も）を含む
	盛土工B		
	構造物掘削及び構造物裏込め工		
	載荷盛土取除き工		
	盛土工A	2	・購入材の価格が主体のため
	基礎材	3	・追加の場合
	構造物掘削 特殊部	4	
軟弱地盤処理工	軽量盛土工	5	
	表層排水工	6	
	コハク ｸﾞﾚｯﾄﾞ ｲﾝｼﾞﾝ	7	
のり面工	筋芝工	8	
	張芝工		
	種散布工		
	種吹付工		
	植生基材吹付工		
	植生マット工		
	ｺﾝｸﾘｰﾄ 砕工	9	
	現場打ち砕工		
	セメント珪砂・ｺﾝｸﾘｰﾄ吹付工		
	吹付のり砕工		
	落石防護網工	10	
	落石防護柵工		
	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積工	11	・裏込砕石は、2と類似扱い ・基礎工は、22と類似扱い
	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ張工		
	裏込砕石		
基礎工			
じゃかご工	12		
ふとんかご工	13		
急勾配補強土壁工			
補強土壁工	14		
切土補強土工	15		
グラウト工	16		
用・排水工	全ての単価項目	17	
カルバート工	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄﾊﾞｲﾌﾟ	18	
	ｺﾙｸﾞｰﾄﾞﾊﾞｲﾌﾟ	19	
	高耐圧ホﾞﾘﾝｸﾞﾊﾞｲﾌﾟ	20	
基礎杭及びケーソン工	基礎杭（機械掘削）	21	
	基礎杭（人力掘削）	22	
	ケーソン工		

【類似区分事例 2/3】

共通仕様書工種名称等		類似区分	備考
工種	工種細目		
コンクリート構造物工	構造物用コンクリート	23	・41 耐震補強と類似扱い
	型わく工		
	鉄筋工		
プレストレストコンクリート構造物工	詳細設計	24	
	PC工法		
	PC鋼材引張		
	PC構造物の架設		
	プレキャストPC部材		
	PC斜材付きπ型ラーメン橋		
鋼構造物工	詳細設計	26	
	鋼構造物の製作		
	鋼構造物の防錆		
	鋼構造物の輸送		
	鋼構造物の架設		
支承及び付属物工	支承	28	<ul style="list-style-type: none"> ・伸縮装置は、36 伸縮装置取替工と類似扱い ・排水装置は、40 排水装置取替工と類似扱い ・落橋防止構造は、38 落橋防止工と類似扱い
	伸縮装置		
	排水装置		
	検査路		
	橋名板、橋歴版		
	鋼製高欄		
	落橋防止構造		
トンネル工	トンネル掘削	29	
	吹付コンクリート工		
	ロックボルト工		
	鋼アーチ支保工		
	金網工		
	ずり処理工		
	イガト埋戻し工		
	覆工		
	計測工		
	覆工防水工		
	裏面排水工		
	路盤排水工		
	監視員通路工		
	箱抜工		
	汚濁水処理工		
	フリッカ設備工		
	内装工		
舗装工	路盤準備工	31	
	粒状路盤工及びセメント安定処理路盤工		
	アスファルト混合物		
	瀝青材散布工		
	アスファルト舗装改良工		
	セメントコンクリート舗装版工		
ETC車線樹脂系薄層舗装			
造園工	植栽工	32	
	造園工作工		
交通安全施設工	防護柵工	33	
	立入防止柵工		
	眩光防止施設工		
	中央分離帯転落防止網工		
	落下物防止柵工		
	防護柵改良工		
	立入防止柵改良工		
	再生亜鉛めっき工		
コンクリート防護柵工			
		34	

【類似区分事例 3/3】

共通仕様書工種名称等		類似区分	備考
工種	工種細目		
交通管理施設工	標識工	35	
	路面表示工		
	視線誘導標工		
	距離標工		
	管路工		
	車線分離標工		
橋梁保全工	伸縮装置取替工	36	・28 落橋防止構造と類似扱い
	超速硬コンクリート	37	
	塗替塗装	38	
	落橋防止工	39	
	壁高欄補修	40	
	排水装置取替	41	
	耐震補強	42	
	床版増厚工	43	
遮音壁及び雑工	遮音壁工	44	<ul style="list-style-type: none"> ・敷砂利工及び簡易舗装工は、31 と類似扱い ・踏掛版工は、23 と類似扱い ・コンクリートソール工は、23 と類似扱い
	境界くい工		
	敷砂利工及び簡易舗装工		
	縁石工		
	構造物背面転圧工		
	立入禁止版		
	踏掛版工		
	コンクリートソール工		
	加パト番号板		
	構造物等取壊し工		
	六価鉛溶出試験		

◎図2-1に基づく新単価ケース判定事例

新単価	運用解釈	備考
(1) 種吹付工を追加	A-B (ケースA)	
(2) 新しい断面のP u L・300・300を追加	A-B (ケースA)	
(3) 砂利道工を簡易舗装工に変更	A-C-B (ケースA)	主要材料が異なる
(4) 種吹付Aを張芝Bに変更	A-C-B (ケースA)	主要材料が異なる
(5) 用・排水こうP u L・300・300を P u L・450・450に変更	A-C-B (ケースA)	製品の寸法が異なる
(6) コンクリートブロック砕工を吹付のり砕工に変更	A-C-B (ケースA)	主要材料が異なる
(7) 道路掘削のうち軟岩が硬岩に変更	A-C-D-B (ケースA)	主要施工機種が異なる
(8) 構造物掘削(特殊部)における自立式締切を 切梁式に変更	A-C-D-B (ケースA)	主要仮設資材が異なる
(9) トリ掘削工法(発破→機械)に基づく関連項目の新単価	A-C-D-B (ケースA)	主要施工機種が異なる
(10) 場所打ちぐい径の変更(φ1.0→1.5)	A-C-D-B (ケースA)	主要施工機種が異なる ※(20)に留意
(11) 道路掘削のうち土砂が軟岩に変更	A-C-D-E (ケースB)	主要施工機種が同一
(12) コンクリート吹付工の厚さを変更	A-C-D-E (ケースB)	主要材料は同一
(13) 用排水工U・300・300をU・450・450 に変更(場所打ち)	A-C-D-E (ケースB)	主要材料は同一
(14) 用排水こうP u L・300・300に基礎材を追加	A-C-D-E (ケースB)	主要製品は同一
(15) のり砕工の中詰を土砂から玉石に変更	A-C-D-E (ケースB)	主要材料は同一
(16) 砂利道工の厚さを変更	A-C-D-E (ケースB)	主要材料は同一
(17) 土取場, 自工区外盛土場の変更	A-C-D-E (ケースB)	主要施工機種は同一
(18) トンネル掘削工法の変更が伴わない岩質の変更	A-C-D-E (ケースB)	主要施工機種は同一
(19) 種吹付Aを種吹付Bに変更	A-C-D-E (ケースB)	主要材料は同一
(20) 場所打ちぐい径の変更(φ1.0→1.2)	A-C-D-E (ケースB)	主要施工機種は同一
(21) コンクリートの種別変更(B1-2→B1-3)	A-C-B (ケースA)	主要材料が異なる (プラントから製品を購入)
(22) ロックボルトの長さ変更(L=6m→L=4m)	A-C-B (ケースA)	主要材料が異なる (製品の市場性あり)
(23) トンネル増吹付工の追加	A-B (ケースA)	(サイクルタイムに拘束されない後向き作業)
(39) アスファルト合材の変更 (ストア→改質) (周辺における良質な骨材の供給が不可能と当社が判断)	A-C-(F)-B (ケースA)	主要材料が異なる
(40) 支承(超高減衰ゴム支承→天然積層ゴム支承)	A-C-(F)-B (ケースA)	主要材料が異なる
(41) 支承(金属支承→ゴム支承)	A-C-(F)-B (ケースA)	主要材料が異なる

◎図2-2に基づく新単価ケース判定事例

新単価	運用解釈	備考
(24) 災害復旧工の追加	A-F-G (ケースS)	新規追加
(25) 会社倒産における残工事の追加	A-F-G (ケースS)	新規追加
(26) 地滑り対策として大規模グラブアホカ(抑止杭工)の追加	A-F-G (ケースS)	新規追加
(27) 河川内橋脚の基礎工事に大規模な地盤改良工の追加	A-F-G (ケースS)	新規追加
(28) 盛土工Aを追加	A-F-G (ケースS)	新規追加
(29) 盛土工Bを追加	A-F-E (ケースB)	※特例(盛土は、道路掘削等の盛土と同一のため)
(30) 構造物掘削特殊部を追加	A-F-G (ケースS)	特殊部がない場合
(31) 構造物掘削特殊部を変更	A-C-D-F-B (ケースA)	仮設構造が大幅変更
(32) 構造物掘削特殊部を変更	A-C-D-E (ケースB)	仮設構造が部分変更
(33) 植生吹付をコンクリート吹付に変更	A-C-F-G (ケースS)	コンクリート系のり面がない場合
(34) 植生吹付をコンクリート吹付に変更	A-C-F-B (ケースA)	コンクリート系のり面がある場合
(35) 鉄筋コンクリートI ¹ をI ² に変更	A-F-G (ケースS)	新規追加
(36) 地盤処理工として紛体噴射攪拌工を追加	A-F-F (ケースS)	新規追加
(37) 受入場所が特定される汚染土壌処理費の追加	A-F-G (ケースS)	任意性がない
(38) 高速道路通行料金の追加	A-F-G (ケースS)	任意性がない

※類似工種の判断は、類似区分事例に基づき、新たな工種の判断は本社協議とする。

Ⅱ. 変更単価

(1) 変更単価協議の手続き

変更単価とは、最終数量において各固定割掛項目の費用を割掛けた単価表の項目の合計数量が、契約当初の当該割掛項目の費用を割掛けた単価表の項目の合計数量に対し100分の25を超えて増減した場合には、当該割掛項目の費用を割掛けた既契約単価について契約書第24条第1項の規定に基づき監督員と受注者が協議し変更するもので、この変更した単価を「変更単価」という。

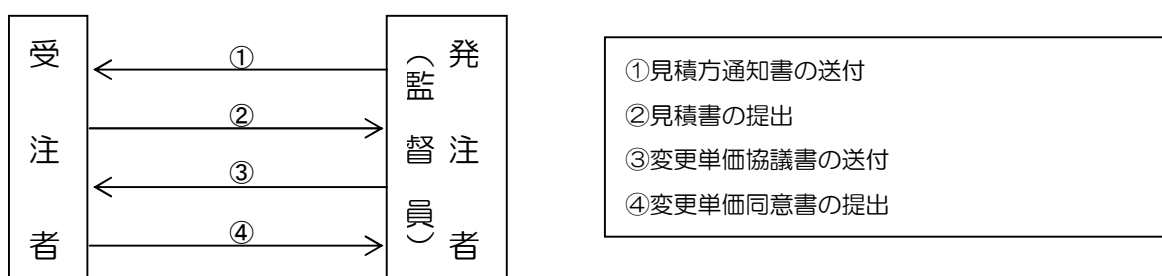
「固定割掛」または「変動割掛」の区別は、割掛対象表に示すとおりとする。新たな固定割掛項目が生じた場合の変更単価については、上記の「契約当初の当該割掛項目の費用を割掛けた単価表の項目の合計数量」を「新単価協議の際の当該割掛項目の費用を割掛けた単価表の項目の合計数量」と読み替えて適用するものとする。

変更単価の契約書第24条第2項に基づく協議の開始日は、最終数量確定後とし、監督員が、変更単価見積方通知書により、受注者に対して見積書を提出するよう通知する。受注者はその通知に従い変更単価見積書を提出し協議するものとする。

変更単価について、監督員からの協議書により受注者は同意書を提出するものとする。

なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合は、監督員が定め、受注者に通知するものとする。

《変更単価協議の流れ》



(2) 変更単価として取扱う対象

変更単価は、契約書第24条及び共通仕様書1-35-3に基づき固定割掛を共有しているグループの合計数量が当初契約の単価表の合計数量に対し、100分の25を超えて増減した場合に、当該固定割掛を含むすべての既契約単価を対象とする。

なお、割掛工事を含まない単価及び変動割掛を含む単価については、変更単価として取扱わないものとする。

注 1) 半固定的な割掛（固定部分+変動部分）は、固定割掛として示し、変更単価算出の際、固定割掛部分について変更単価を算出する。

変更単価に関する規定の意味するところは、次のとおりである。
 割掛けられた費用は、割掛けた先の単価に含められて支払うため、割掛け先の数量の増減に比例して割掛けられた費用の実際の支払い金額が変わってくる。変動割掛けに相当するものの費用は、そうなることが妥当であるが、固定割掛けに相当する費用の場合は支障が生じてくる。

例えば、割掛けられた仮橋の費用は、それを使用するとして割掛け先に指定された捨土掘削の数量に関係なくほぼ一定であるが、捨土掘削の積算数量が2倍になれば2橋分の費用を支払うことになり、1/2になれば1/2橋分の費用しか払わないことになり不都合が生じる。また、数量の増減の都度契約単価を修正するのも、その事務作業などから合理的ではないので、精算数量が100分の25の増減までは変更せず、それ以上の増減になったら変更するというものである。

(3) 変更単価の算出方法

変更単価は、当初契約数量の25%を越えた増減数量に対する固定割掛費を、変更後の設計数量で除して算出する。

1) 数量が25%を超えて増になった場合。(Q f > 1.25Q₀)

$$P_f = \left\{ (P_1 - K) + \frac{1.25KQ_0}{Q_f} \right\} \times \frac{P_0}{P_1}$$

$$= P_0 - \left\{ \frac{K(Q_f - 1.25Q_0)}{Q_f} \right\} \times \frac{P_0}{P_1}$$

2) 数量が25%を超えて減になった場合。(Q f < 0.75Q₀)

$$P_f = \left\{ (P_1 - K) + \frac{0.75KQ_0}{Q_f} \right\} \times \frac{P_0}{P_1}$$

$$= P_0 + \left\{ \frac{K(0.75Q_0 - Q_f)}{Q_f} \right\} \times \frac{P_0}{P_1}$$

P_f : 発注者の設計変更単価

P₀ : 既契約単価

P₁ : 発注者の当初設計単価

Q_f : 固定割掛費を共有している単価項目の変更後の合計数量

Q₀ : 固定割掛費を共有している単価項目の当初契約の合計数量

K : 発注者の当初設計単価 (P₁) のうち固定割掛単価

Ⅲ. 諸経費

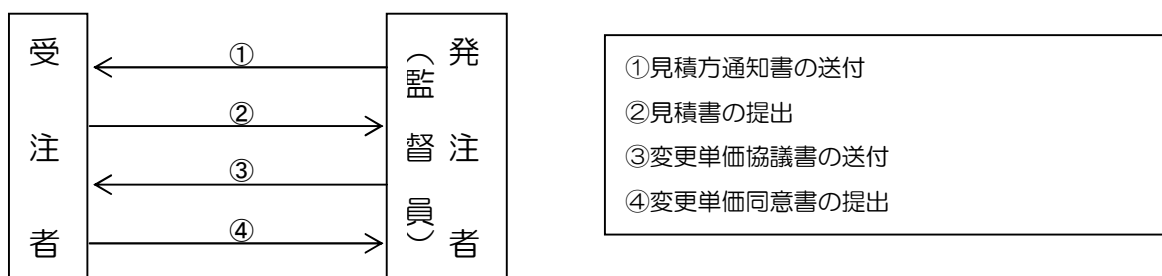
(1) 諸経費協議の手続き

契約変更時において諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額に増減が生じた場合は、監督員と受注者が協議して諸経費の変更額を定めるものとする。

諸経費の変更額の協議は、監督員が諸経費見積方通知書により、受注者に対して見積書を提出するよう通知するものとし、受注者はその通知に伴い諸経費見積書を提出し協議するものとする。

諸経費の変更額について、監督員からの諸経費協議書により受注者は同意書を通知するものとする。なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合は、監督員が定め、受注者に通知するものとする。

《諸経費協議の流れ》



(2) 変更諸経費の算出方法

1) 土木工事共通仕様書の適用年月日が平成21年6月30日以前の工事の取扱い

- ① 最終契約変更（最終設計変更）以外の設計変更における諸経費額の変更は、次式により算出するものとする。ただし、一部しゅん功による設計変更の諸経費の変更は、下記②により算出するものとする。なお、この場合において「最終契約変更時の諸経費対象額」とあるのは「最終契約変更時の予定諸経費対象額」、「最終契約変更時の諸経费率」とあるのは「最終契約変更時の予定諸経费率」とそれぞれ読み替えるものとする。

$$A_n = B_n \times C$$

A_n : 第n回設計変更の諸経費の額

B : 当初契約書の諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額
(諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額を以下「諸経費対象額」という。)

B_n : 第n回設計変更時の諸経費対象額 (Σ [変更数量 × 契約単価])

C : 当初契約での諸経费率

$$C = \frac{\text{当初契約書の諸経費額}}{\text{当初契約の諸経費対象額}}$$

② 最終契約変更時（最終設計変更）の諸経費は、次式により算出する。

$$A' = B' \times C'$$

A' : 最終契約変更時の諸経費の変更額

B' : 最終契約変更時の諸経費対象額

$$B' = D1 + D2$$

D1 : 当初契約時の単価表の項目の単価の最終契約変更時の数量による合計金額

D2 : 新単価の最終契約変更時の数量による合計金額

C' : 最終契約変更時の諸経费率

注1) 鋼上部工工事のように、工場製作と現場工事など諸経費の体系や率が大きく異なる場合は、別々に諸経費を設定することとしているが、この場合の適用は、両方の諸経費対象額の合計（工場製作費＋現場工事費）で判断する。

注2) 工事に含める設計、調査などは、特例として諸経費を含めて単価を設定する。これらの単価については、他の単価の増減にかかわらず単価の変更は行わない。

イ) 最終契約変更における諸経費対象額の合計額が、当初契約における諸経費対象額の合計額に対して100分の10以下の増減である場合は、以下により算出する。

$$C' = C$$

$$C = \frac{\text{当初契約書の諸経費額}}{\text{当初契約の諸経費対象額}}$$

ロ) 最終契約変更における諸経費対象額の合計額が、当初契約における諸経費対象額の合計額に対しての100分の10を超えた増減である場合は、イ)によらず次式により算出する。

$$C' = \frac{(1+C)}{(1+r)} \times (1+r') - 1$$

C : 当初契約での諸経费率

r : 当初積算の諸経费率

$$r = \frac{\text{当初積算の諸経費額}}{\text{当初積算の諸経費対象額}}$$

r' : 最終契約変更における発注者積算要領による諸経费率

$$r' = \frac{\text{最終契約変更時の発注者積算要領による諸経費額 (A' O)}}{\text{最終契約変更時の発注者積算の諸経費対象額 (B' O)}}$$

注1) A' Oは、B' Oを基に「発注時」の発注者積算要領により算出した諸経費額

注2) B' Oの算出は下記による

$$B' O = A2' + A2''$$

A2' : 最終契約変更時の諸経費の対象となる単価表の項目のうち、当初契約単価分の当初積算時点に相応する諸経費対象額

$$A2' = D1 \times \frac{\text{当初積算の諸経費対象額 (B0)}}{\text{当初契約の諸経費対象額 (B)}}$$

A2' : 最終契約変更時の諸経費の対象とする単価表の項目のうち、新単価分の新単価積算時点に相応する諸経費対象額

$$A2' = \Sigma \times (\text{新単価の最終契約額} \times \frac{1}{\text{新単価協議率}})$$

$$\text{新単価協議率} = \frac{\text{新単価の契約単価}}{\text{新単価の発注者設計単価}}$$

ただし、 $B < B'$ において、 $B' \times C' \leq B \times 1.10 \times C$ の場合、下記のとおりとする。

$$C' = \frac{B \times 1.10}{B'} \times C$$

$B > B'$ において、 $B' \times C' \geq B \times 0.90 \times C$ の場合、下記のとおりとする。

$$C' = \frac{B \times 0.90}{B'} \times C$$

2) 土木工事共通仕様書の適用年月日が平成 21 年 7 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日の工事の取扱い

- ① 最終契約変更（最終設計変更）以外の設計変更における諸経費額の変更は、次式により算出するものとする。ただし、一部しゅん功による設計変更の諸経費の変更は、下記②により算出するものとする。なお、この場合において「最終契約変更時の諸経費対象額」とあるのは「最終契約変更時の予定諸経費対象額」、「最終契約変更時の諸経費率」とあるのは「最終契約変更時の予定諸経費率」とそれぞれ読み替えるものとする。

$$A_n = B_n \times C$$

A_n : 第 n 回設計変更の諸経費の額

B : 当初契約書の諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額

(諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額を以下「諸経費対象額」という。)

B_n : 第 n 回設計変更時の諸経費対象額 (Σ [変更数量 × 契約単価])

C : 当初契約での諸経費率

$$C = \frac{\text{当初契約書の諸経費額}}{\text{当初契約の諸経費対象額}}$$

- ② 最終契約変更時（最終設計変更）の諸経費は、次式により算出する。

$$A' = B' \times C'$$

A' : 最終契約変更時の諸経費の変更額

B' : 最終契約変更時の諸経費対象額

$$B' = D1 + D2$$

D1 : 当初契約時の単価表の項目の単価の最終契約変更時の数量による合計金額

D2 : 新単価の最終契約変更時の数量による合計金額

C' : 最終契約変更時の諸経费率

注1) 工事に含める設計、調査などは、特例として諸経費を含めて単価を設定する。これらの単価については、他の単価の増減にかかわらず単価の変更は行わない。

イ) 最終契約変更における諸経费率は、次式により算出する。

$$C' = \frac{(1+C)}{(1+r)} \times (1+r') - 1$$

C : 当初契約での諸経费率

r : 当初積算の諸経费率

$$r = \frac{\text{当初積算の諸経費額}}{\text{当初積算の諸経費対象額}}$$

r' : 最終契約変更における発注者積算要領による諸経费率

$$r' = \frac{\text{最終契約変更時の発注者積算要領による諸経費額 (A' O)}}{\text{最終契約変更時の発注者積算の諸経費対象額 (B' O)}}$$

注1) A' Oは、B' Oを基に「発注時」の発注者積算要領により算出した諸経費額

注2) B' Oの算出は下記による

$$B' O = A2' + A2''$$

A2' : 最終契約変更時の諸経費の対象となる単価表の項目のうち、当初契約単価分の当初積算時点に相応する諸経費対象額

$$A2' = D1 \times \frac{\text{当初積算の諸経費対象額 (BO)}}{\text{当初契約の諸経費対象額 (B)}}$$

A2'' : 最終契約変更時の諸経費の対象とする単価表の項目のうち、新単価分の新単価積算時点に相応する諸経費対象額

$$A2'' = \Sigma \times (\text{新単価の最終契約額} \times \frac{1}{\text{新単価協議率}})$$

$$\text{新単価協議率} = \frac{\text{新単価の契約単価}}{\text{新単価の発注者設計単価}}$$

3) 土木工事共通仕様書の適用年月日が平成 25 年 7 月 1 日以降の工事の取扱い

① 契約変更時における諸経費額の変更は、次式により算出する

$$A' = B' \times C'$$

A' : 最終契約変更時の諸経費の変更額

B' : 最終契約変更時の諸経費対象額

$$B' = D1 + D2$$

D1 : 当初契約時の単価表の項目の単価の最終契約変更時の数量による合計金額

D2 : 新単価の最終契約変更時の数量による合計金額

C' : 最終契約変更時の諸経費率

注1) 工事に含める設計、調査などは、特例として諸経費を含めて単価を設定する。これらの単価については、他の単価の増減にかかわらず単価の変更は行わない。

イ) 契約変更における諸経費率は、次式により算出する。

$$C' = \frac{(1+C)}{(1+r)} \times (1+r') - 1$$

C : 当初契約での諸経費率

r : 当初積算の諸経費率

$$r = \frac{\text{当初積算の諸経費額}}{\text{当初積算の諸経費対象額}}$$

r' : 契約変更における発注者積算要領による諸経費率

$$r' = \frac{\text{契約変更時の発注者積算要領による諸経費額 (A' O)}}{\text{契約変更時の発注者積算の諸経費対象額 (B' O)}}$$

注1) A' Oは、B' Oを基に「発注時」の発注者積算要領により算出した諸経費額

注2) B' Oの算出は下記による

$$B' O = A2' + A2''$$

A2' : 契約変更時の諸経費の対象となる単価表の項目のうち、当初契約単価分の当初積算時点に相応する諸経費対象額

$$A2' = D1 \times \frac{\text{当初積算の諸経費対象額 (BO)}}{\text{当初契約の諸経費対象額 (B)}}$$

A2'' : 契約変更時の諸経費の対象とする単価表の項目のうち、新単価分の新単価積算時点に相応する諸経費対象額

$$A2'' = \Sigma \times (\text{新単価の契約額}) \times \frac{1}{\text{新単価協議率}_{※1}} \times \frac{1}{\text{落札率}_{※2}}$$

$$※1 \text{ 新単価協議率} = \frac{\text{新単価の契約単価}}{\text{新単価の発注者設計単価}}$$

※2 落札率は、次のとおりとする。

(新単価ケースSの場合)

落札率=1.0

(新単価ケースAの場合)

落札率= $\frac{\text{当初契約書の諸経費対象額}}{\text{当初積算の諸経費対象額}}$

なお、

平成26年6月30日以前の工法変更指示に伴う新単価は、
落札率<0.9の場合は、0.9とする。

平成26年7月1日以降の工法変更指示に伴う新単価は、
落札率<0.95の場合は、0.95とする

平成29年7月1日以降の工法変更指示に伴う新単価は、
落札率<0.97の場合は、0.97とする

また、落札率>1.0の場合は、1.0とする。

(新単価ケースBの場合)

落札率= $\frac{\text{代替の単価項目を設定する基となる単価項目の当初契約単価}}{\text{代替の単価項目を設定する基となる単価項目の当初積算の発注者積算単価}}$

IV. 工事の一時中止に伴う増加費用

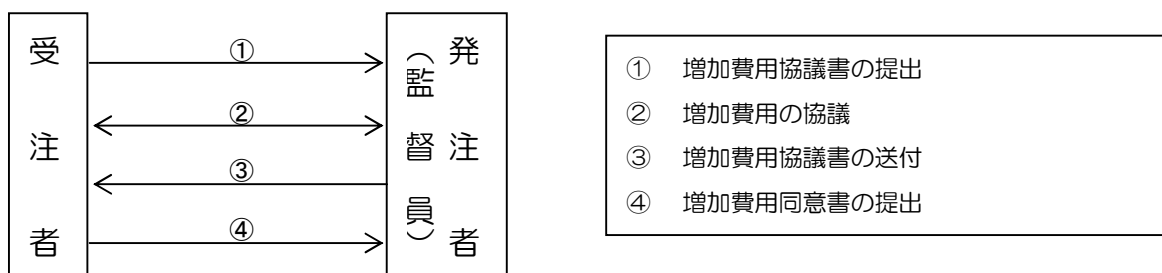
(1) 工事の一時中止に伴う増加費用の協議の手続き

受注者は、工事の一時中止に伴い増加費用が生じた場合は、請求額を記した増加費用の協議書を監督員に提出するものとする。

受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。

増加費用の額について、監督員からの協議書により受注者は同意書(様式第10-1号)を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

《増加費用の協議の流れ》



(2) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定方法

工事一時中止に伴う増加費用の適用及び増加費用等の算定は、別に定める「工事一時中止ガイドライン」によるものとする。

V. 賃金または物価の変動に基づく請負代金の変更

(1) スライド額協議の手続き

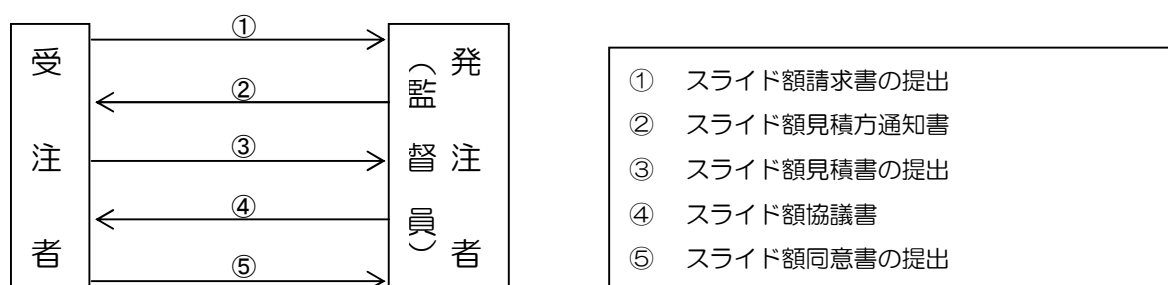
スライド額とは、当該工事場所における建設労働者の賃金水準、建設資材の価格、建設機械等の維持修理費、管理費、賃貸料及び運送料等に関する価格水準の変動額をいう。

スライド額の協議は、受注者からの請求または発注者及び受注者双方からの請求の場合においては、監督員がスライド額見積方通知書により、受注者に対して見積書を提出するよう通知するものとし、受注者はその通知に従いスライド額見積書を提出し、協議するものとする。

スライド額については、監督員からの協議書により受注者は同意書を提出するものとする。なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合は、監督員が定め、受注者に通知するものとする。

スライド額の協議は、数量が確定したとき（最終の設計変更のとき）に行うものとし、単価表の項目「スライド額一式」として取り扱うものとする。

《スライド額の協議の流れ》



(2) スライド額の算出方法

受注者と協議するための発注者設計スライド額は、次の式によるものとし、数量が確定したとき（最終設計変更のとき）に行うものとする。

$$S = \sum S_n$$

1) 受注者より請求の場合 $S = (P - Q) - (Q \times 0.015)$
但し $S \leq 0$ のとき $S = 0$

2) 発注者より請求の場合 $S = (P - Q) + (Q \times 0.015)$
但し $S \geq 0$ のとき $S = 0$

ここで、

S : スライド額の総額

S_n : 第 n 回目のスライド額

P_n : $P = \sum (N \times U)$ 、 $P = \sum (N \times U)$ 、…… $P = \sum (N \times U)$

Q_n : 第 $n-1$ 回目のスライドが、

① 受注者より請求されていた場合 $Q_n = P_{n-1} - Q_{n-1} \times 0.015$

② 発注者より請求されていた場合 $Q_n = P_{n-1} - Q_{n-1} \times 0.015$

$$Q_0=0$$

$S_{n-1}=0$ の場合

$n-1=n-2$ とし、 $S=0$ 、 $S=0$ 、…の場合についても同様とする。

N_n : 第 n 回目のスライド基準日以降の残工事数量

U_n : 第 n 回目のスライド基準日における賃金又は物価を基礎として算出した修正単価

U_0 : 契約単価

《修正単価》

- ① 修正単価 (U_n) は、次式により算出する。

$$U_n = U_0 \times (r_n / r_0) \quad (\text{円未満切り捨て})$$

U_0 : 契約単価

r_0 : 当初の発注者の積算単価

r_n : 第 n 回目の基準日における賃金又は物価（機械器具損料含む。）を基礎として修正した発注者積算単価（当初の労務費、材料費及び機械器具損料を修正して算出する。）

- ② 修正単価を算出する場合の積算基準は、当初積算時の「土木工事積算基準」によるものとする。
- ③ 基準日の労務賃金、材料価格及び機械器具損料は、基準日時点で使用している「土木工事積算基準」によるものとする。
- ④ 「土木工事積算基準」で労務費、材料費及び機械器具損料に区分していないものについての基準日における修正単価の算出内訳単価は、基準日時点で使用している「土木工事積算基準」に記載されているものを採用するものとする。
- ⑤ 準備工事費、安全費、仮設工事費、雑工事費及び試験費で、単価表に示されていない工事目的物以外の工事に要する費用（割掛工事費）のうち次に掲げるもの以外については修正の対象とせず、修正単価の算出に当たり割掛価格は、当初の発注者の設計のものをそのまま使用して算出するものとする。ただし、固定割掛費用に当たる工事について当初積算時における施工方法の考え方と受注者からの施工計画書とに大きな差異がない場合、かつ、基準日において着手していないと確認できる場合等については、修正の対象とする。

種 別	割 掛 項 目 名 称
共通仮設費	・建設廃棄物処理費
仮設備工事費	・主桁製作用型わく費 ・PC工事用仮設電力設備費 ・工事用電力費
雑工事費	・のり面仕上げ費 ・火薬取扱費 ・コンクリート寒中養生費 ・目地材費 ・橋面養生費 ・小口型わく費 ・コンクリート打継目チップング費 ・インバート妻型わく費
その他上記に準ずるもの	

VI. 災害等に起因する工事の負担

災害等に起因する工事の負担とは、契約書第 26 条に規定する「臨機の設置」に要した費用、契約書第 29 条並びに共通仕様書 1-38 に規定する「不可抗力による損害」及び災害の復旧工事に要する費用をいい、受発注者間で協議し定めるものとする。

Ⅶ. 変更工期

(1) 工期の変更手続き

1) 工期変更の要件

工期の変更は下記事由に該当する場合、契約書第 23 条の規定に基づき発注者と受注者で協議して工期の変更を行うこととする。

- ① 貸与品の変更等により工期の変更の必要があると認められるとき。(契約書第 15 条)
- ② 設計図書不適合部分の改造が発注者の帰責事由による場合で、工期の変更の必要があると認められるとき。(契約書第 17 条)
- ③ 条件変更による設計図書の訂正又は変更により、工期の変更の必要があると認められるとき。(契約書第 18 条)
- ④ 発注者の理由による設計図書の変更により、工期の変更の必要があると認められるとき。(契約書第 19 条)
- ⑤ 工事の施工を一時中止した場合において、工期の変更の必要があると認められるとき。(契約書第 20 条)
- ⑥ 天候不良、関連工事の調整への協力その他受注者の責に帰すことができない事由により、発注者に工期の延長請求があった場合。(契約書第 21 条)
- ⑦ 発注者の特別な理由により工期を短縮する必要があるとき、又は必要とされる工期の延長を行わないとき。(契約書第 22 条)

2) 事前協議

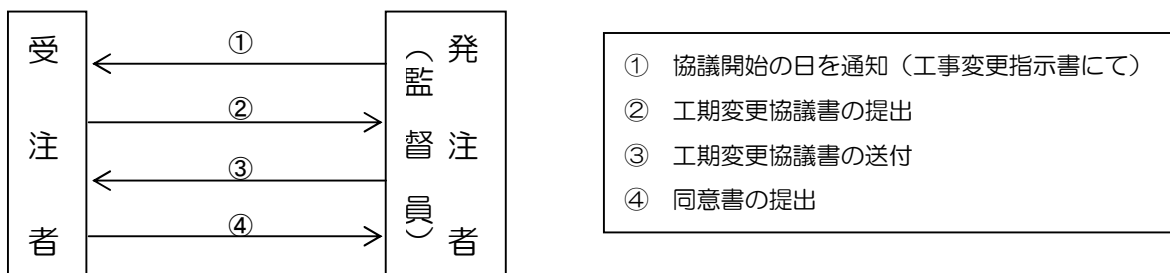
監督員が、工事の変更を指示した時は、共通仕様書 1-44-2 に基づき、原則として、工事変更指示書に当該変更指示が工期変更協議の対象であるか否かを、また、工期変更協議の対象である場合は、合わせて協議開始の日を通知するものとする。

なお、工事変更指示書の通知に対して受注者から異議申立てがなければ、工期変更協議の有無が確認されたことになる。

3) 工期変更協議

監督員は、受注者から提出される工期変更協議書及び工期の変更日数協議書により協議するものとする。受注者は、監督員からの工期変更協議書により受注者は同意書を提出するものとする。なお、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め受注者に通知する。

《工期変更協議の流れ》



11. 指定・任意の正しい使い分け

仮設・施工方法の指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

【工事請負契約書第1条第3項】

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

- 任意の仮設・施工方法等については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- 任意の仮設・施工方法等については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象とならない
- ただし、条件明示の有無に係らず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合は、設計変更の対象となる。

仮設、施工方法等には、「指定」と「任意」があり、工事発注においては、「指定」と「任意」の部分を明確にする必要がある。



「任意」については、受注者が自らの責任で行うものであり、仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。
※原則、設計変更の対象としない。



発注者（監督員）は、「任意」の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要

※任意における下記のような対応は不適切

- ✓ ○○工法で積算しているのに、「○○工法以外での施工は不可」との対応
- ✓ 標準歩係りでは、バックホウでの施工となっているのに、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
- ✓ 新技術の活用について、受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応



ただし、「任意」であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は、変更できる。

12. 割掛項目の数量明示等について

設計図書における割掛工事に関する資料は、割掛対照表の項目名称と工事の内容を明示した共通（特記）仕様書、指定仮設を明示した図面及び割掛費用の割掛先単価項目を明示した割掛対象表となっている。

これらは、発注者が費用計上している割掛項目の概要とその割掛先であるが、割掛項目の仕様・数量等の詳細について競争参加者は把握が困難な場合が多く、入札手続きにおいて明確な条件明示が行われていない状況にある。また、受注者決定後の工事の進捗に応じた各段階においても、それらの内訳は明示されないことが多く、条件変更等が生じたとしても「割掛項目は変更できない」との発注者の意向により変更が行われないなど、割掛の取扱いにおいて課題が発生しており改善を図る必要が生じている。

また、受注者のアンケート調査結果からも、割掛項目の仕様・数量等の詳細が明示されないこと及び変更協議が認められないことの不合理性に対して、強く改善の意見が寄せられているところである。

これらを受け、次の通り割掛項目の取扱いを改善することとする。

（1）割掛項目の検測項目化

検測項目化は、現場条件の変更を受けやすく、検測として取扱うことが適当と考えられる下記項目を基本とし、割掛費用の規模及び変更要因の程度を勘案のうえ設定する。

検測項目とするためには、図面、仕様書の作成を行うとともに、工事用道路等は1式計上とする（内訳単位を検測項目としない）など検測単位の工夫を行う。

検測は、内訳単位の確認を行うとともに、設計変更においても図面、仕様書等を修正するなど工事管理業務が発生することを前提とする。

- ・ 工事用道路（道路の仕様や使用期間等で大きく変動するため）
- ・ 工事用道路維持補修（現場状況により大きな乖離があるため）
- ・ 迂回道路（施工方法や施工条件、協議等で大きく変更になるため）
- ・ 工事用仮橋（条件変更に伴い設置期間等が大きく変更になるため）
- ・ 交通保安要員（期間、設置個所で発注者と相違あり。施工条件で大幅な増減あり）
- ・ 河川、水路の切回し（締切・迂回）（条件変更に伴い大きく変動するため）
- ・ 沈砂池（受発注者間で構造、仕様に大きな違いがある。設置個所が増加傾向）
- ・ 坑内仮排水設備（水量の増加に伴い設備の増加が必要なため）
- ・ 土質等試験（頻度、規模が変わる可能性が高いため。検測が容易なため）

(2) 割掛項目の数量明示

現状の設計図書（仕様書・図面）では、割掛項目の仕様・数量等の詳細把握が困難なため、別途『割掛対象表参考内訳書』を作成し数量明示を図るものとする。

また、割掛内容を補完する図面を作成することにより割掛項目の明示に努めるものとする。

これらの割掛項目の数量明示は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の内訳であり、発注者が指定仮設物として指定したものの以外は、受注者の責任において定め施工するものである。

このことから条件変更が生じない場合は、変更協議を伴うものではなく、数量明示は受発注者の認識乖離を解消するとともに見積額の精度向上に期するものである。

(3) 工事の進捗段階に応じた割掛項目の確認・協議

【単価協議時】

- 数量明示することから発注時の考え方は把握可能なため、単価が大きく乖離する項目は、割掛の概算額を確認するように努める。

【施工計画提出時】

- 数量明示することから発注時の条件に対応した同等の機能等を有する割掛（受注者の任意）を施工計画に明示するように努める。

【実施工時】

- 数量明示された割掛では適切な施工を満足しないと認められる（設計数量の過少計上）場合は、事前に打合せ・調査を行い工事打合簿により変更協議を行うよう努める。また、施工着手後に協議や現地条件に伴い変更が生ずる場合は、その時点で現状確認を行い工事打合簿により変更協議を行うよう努める。

【精算時】

- 工事の実施段階において変更協議を行った項目については、精算可能な資料を整備することにより適切な費用を支払うように努める。
- なお、変更費用等は明示した数量・仕様を上回って施工した割掛工事とするが、固定割掛を含む単価が変更単価とならない（100分の25を超えない）範囲で増加した場合は、増加額を控除するなど適切な費用計上の協議に努める。
- 割掛費用の精算は、割掛調整額一式として計上し、特記仕様書に当初数量明示と同様に費用計上する割掛工事の内訳を項目毎に明示するものとする。

【留意事項】

- 条件変更に伴う割掛数量等の変更協議は、必ず工事打合簿により事前に行うものとし、受発注者が変更に係る認識を一致させたいうで、追加費用となる割掛項目の仕様・数量等を確認し、精算可能な根拠資料を整備することを前提とする。事前協議及び根拠資料が不備なものは、変更対象としないものとする。

13. 入札・契約時の設計図書等の疑義の解決

- 設計図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計図書の照査段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。

【入札前】

- ✓ 工事の入札にあたっては、図面、仕様書、単価表、割掛対象表、入札者に対する指示書、工事請負契約書（案）等をよく確認の上、入札書を提出するものとする。
- ✓ 入札参加者は、仕様書、図面、契約書（案）、現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において設計図書等について疑義があるときは、担当部署へ質問書を提出し、その回答を求めることができる。
- ✓ 質問に対する回答は、受注者にとって入札条件の確認機会であり、発注者にとっても設計図書の適正化を図る機会であるので不明確な条件明示や設計書と図面の齟齬等は、適正に訂正しなければならない。
- ✓ 入札手続きにおいて、設計図書に対する質問が出された場合は、発注者は適切に対応しなければならない。提出された質問とその回答は「質問回答書」として、設計図書の一部となり、契約締結後に受発注者を拘束する契約書類となる。
- ✓ 質問が多く出されることは、入札参加者が入札金額を算定するに際し、履行条件の明示が不足している等設計図書に不備があることを示すものとして認識しなければならない。

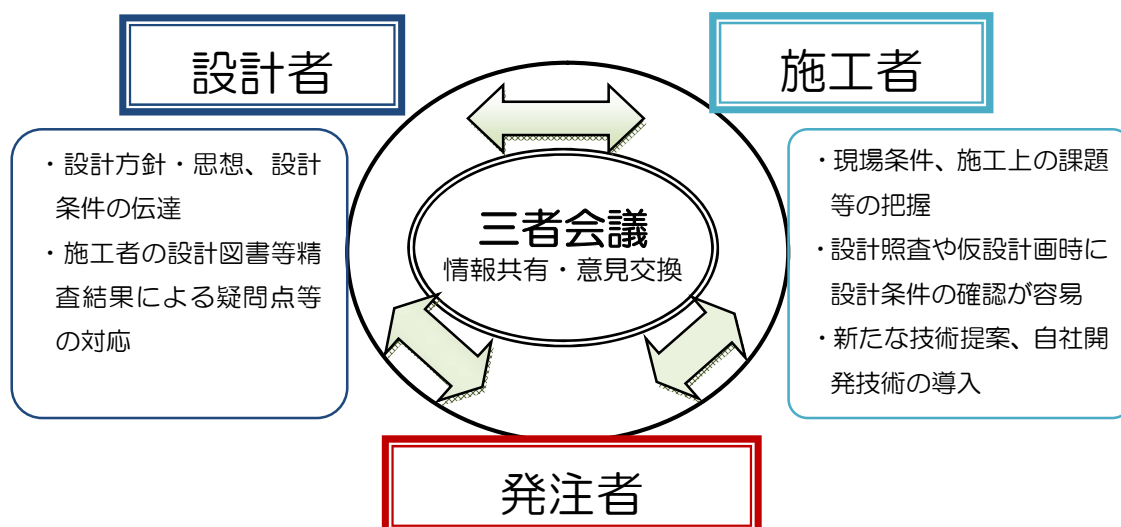
【契約後】

- ✓ 受注者は、施工前及び施工途中において、受注者の負担により契約書第 18 条第 1 項 一から 五に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。
また、受注者は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

（土木共通仕様書 1-5-2 「設計図書の照査」）

14. 設計・工事施工調整会議（三者会議）について

工事施工の円滑化と品質の確保を図るためには、施工者が設計図書と現場の整合性や設計意図を十分に把握した上で施工することが重要である。工事着手前や施工途中において施工者が照査の結果判明した設計図書と現場との相違や予期し得ない現場条件との変更等について、施工者及びその設計等を担当した設計者、発注者の三者により、設計方針・意図の確認や設計図書と現場の整合性の確認を行うものである。



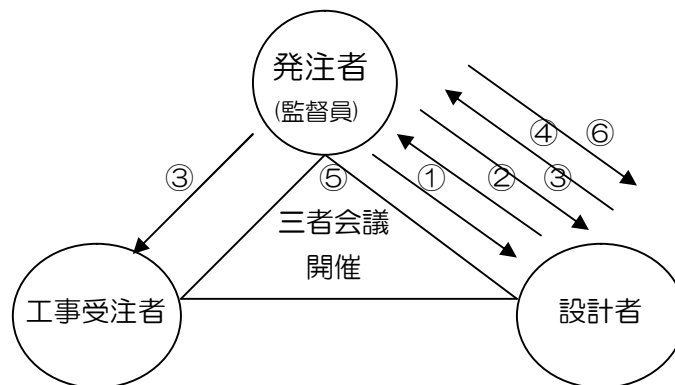
- ・問題点の共有化
- ・改善点の掘起こし（コスト削減、新技術の活用、設計・施工ミスの防止）
- ・現場（施工）に応じた設計変更がスムーズになる
- ・構造上の留意点が事前に伝わるため工事事故防止や設計・施工ミスの防止に繋がる

【三者会議の対象工事】

三者会議の対象工事は、すべての工事とし受発注者双方からの発議により開催することができる。

- ① 構造計算を伴う重要構造物（橋梁等）を含む工事（但し、詳細設計を含む工事は除く）
- ② 杭基礎、地滑り対策、土石流対策、軟弱地盤対策、高盛土施工等の地盤定数の確認及解析を要した工事
- ③ 双コンクリート等コンクリートの品質確保に解析や工夫（配合含む）を要する工事
- ④ 大規模な切梁・腹起しによる土留め、瀬替え、特殊支保等の特殊工法を伴う工事
- ⑤ ライフライン等の既設構造物の切り回しに解析等を要する工事
- ⑥ 新技術・新工法を前提として設計した工事
- ⑦ 環境整備、景観等専門的な意匠を確認する必要がある工事
- ⑧ 複雑な設計条件のある工事や設計条件の変動の恐れがあり、変動による工事目的物へ影響が懸念される工事
- ⑨ その他受注者又は発注者が必要とする工事

◆設計・工事施工調整会議（三者会議）手続きフロー



- ① 三者会議参加への協力依頼（所長 ⇒ 設計者）
- ② 三者会議の同意書（設計者 ⇒ 所長）
- ③ 三者会議開催通知（発注者 ⇒ 設計者及び施工者） ※注-1
- ④ 三者会議開催費同意書（設計者 ⇒ 所長）
- ⑤ 三者会議の開催
- ⑥ 支払金額の支払い（発注者 ⇒ 設計者）

注-1： 開催通知の送付に当っては、回答書の作成期間が必要なため、設計者と事前に日程調整を行う。

◆設計・工事施工調整会議（三者会議）の内容

- ① 発注者から事業目的及び協議調整事項や現地条件等の工事全般に関する注意事項等の伝達を行う。
- ② 設計者から設計業務の成果品より設計方針・条件等の伝達を行う。
- ③ 施工者から事前に提出した設計図書の照査を踏まえた現場条件又は施工上の課題、設計照査結果や仮設計画に関する疑義を生じた点について説明を行い、三者で確認を行う。
- ④ 三者会議の開催に伴い、原設計の瑕疵が明らかになった場合は、原設計の請負契約条項により対処するものとする。
- ⑤ 予期し得ぬ現地状況等の変更に伴い、原設計を再考する必要等新たな対応を要することが生じた場合は、別途発注者、施工者、設計者の三者で協議して対処する。ただし、新たな費用が発生する原設計の変更の実施判断は、発注者が行うものとする。
- ⑥ 会議の内容は、施工者が議事録を作成し、発注者、設計者へ提出するものとする。議事録により記述された施行上の責任分担について明確化し、三者でその内容を確認しておくものとする。

15. ワンデーレスポンスについて

ワンデーレスポンスは、監督員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的、システムのなものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

(1) 意義と目的

1) 問題解決の迅速化

工事現場において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事等の品質が確保されないケースが発生していると指摘されている。そのため、発注者は「ワンデーレスポンス」の実施により問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

2) 適切な工程管理

公共事業の発注者、受注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で国民に提供すること」といえる。個々の工事現場において、受注者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつに、「所定の工期内に工事を完成させる」ことがあげられる。安全と品質を確保したうえで、発注者と受注者間が意志疎通を図り適切に工程管理をおこなうことにより、工期内に工事を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

(2) 実施方法

1) ワンデーレスポンス(one-day-response)

ワンデーレスポンスとは、受発注者間における質問、協議への回答について、基本的に「その日のうち」に回答することにより、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を行い、現場の手待ち時間等を解消するための取り組みである。

2) 実施における留意点

➤ ワンデーレスポンスの実施には、「所定の工期内に工事を完成させる」ことを共通目標とし発注者と受注者の双方で取り組む必要がある。

①受注者

- ・ 施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。
- ・ 受注者は、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督員に報告するものとする。

②発注者

- ・ 工事の進捗状況を常に把握し、現場の問題点を事前に把握する。

- ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し効率的な監督業務をおこなうための取組であり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。

- ① 受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうちに」する。
- ② 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような回答をその日のうちにする。
- ③ 予告した「回答期限」を超過することが明らかになった場合、発注者は速やかに受注者と新たな「回答期限」を確認し受注者に連絡する。

16. 工事請負契約書（抜粋）

第18条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条（設計図書の変更）

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条（工事の中止）

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、また、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は発注者が受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第23条（工期の変更方法）

工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあつては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

17. 土木工事共通仕様書（抜粋）

※項番号については、平成28年7月版

1-4 契約書類の解釈

1-4-1 契約書類の相互補完

契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一によって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

1-4-2 共通仕様書、特記仕様書及び図面の優先順位

共通仕様書、特記仕様書又は図面との間に相違がある場合には、特記仕様書、図面、共通仕様書の順に優先するものとする。

1-4-3 図面の実測値と表示された数字の優先順位

図面から読み取って得た値と図面に書かれた数字との間に相違がある場合は、数字が優先するものとする。

1-5-2 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、受注者の負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとし、受注者は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

1-18-1 工事内容の変更等の補助業務

受注者は、契約書第18条及び第19条の規定に基づき発注者が行う業務の補助として必要な次の各号に掲げる作業を、監督員の指示に従い実施しなければならない。

- (1) 工事材料に関する調査試験
- (2) 測量等現地状況の調査
- (3) 設計、図面作成及び数量の算出
- (4) 観測業務
- (5) 施工方法の検討
- (6) 変更設計図面の作成
- (7) その他資料の作成及び上記に準ずる作業

1-18-4 三者会議への協力等

三者会議とは発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等に一堂に会して事業目的、設計方針・条件等の情報の共有及び施工上の課題に対する意見交換等を行う会議である。三者会議の開催は、受発注者双方の発議により開催できるものとする。なお、受注者は三者会議が開催される場合には、会議の出席等の必要な協力をするものとする。

1-18-5 費用負担

発注者は、1-18-1、2、3、4のうち、ボーリングを必要とする地質調査、応力計算又は比較検討等を必要とする高度な設計、動態観測等特別な費用を要するものについては、その費用を負担するものとし、その他の場合は受注者の負担とする。

1-34 工事の変更等

1-34-1 工事の変更指示等

監督員が、契約書第18条及び第19条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正（以下「工事の変更」という。）の指示を行う場合は、工事変更指示書（様式第1号）及び工事目的物別数量増減表（様式第1-1号）によるものとする。なお、現地取り合わせによる数量の増減等軽微なもの等については、工事打合簿（様式第2号）により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督員が、受注者に対して口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとする。

監督員は、口頭による指示等を行った場合には、速やかに文書により口頭による指示等の内容を受注者に通知するものとする。

受注者は、監督員からの文書による通知がなされなかった場合において、その口頭による指示等が行われた7日以内に書面で、監督員にその指示等の内容の確認を求めることができるものとする。

1-34-2 施工時期及び施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時期及び施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

1-34-3 変更工事の施工

受注者は、工事の変更指示が行われた場合には、その指示に従って工事を施工しなければならない。

1-34-4 受注者の都合による工事の変更

受注者は、自らの都合により設計図書に示す工事目的物の形状寸法又は材料規格について変更を必要とする場合は、監督員に協議し、工事変更指示により設計図書の変更の指示を受けなければならない。なお、これに伴う契約金額の変更は契約額を上限とした範囲で変更するものとする。

1-34-5 ガイドラインの遵守

工事の変更等においては、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（西日本高速道路株式会社・当社ホームページに掲載）を遵守して行うものとする。

1-37 工事の一時中止

1-37-1 一時中止の要件

契約書第20条第1項に規定する「工事用地等の確保ができない等」とは、次の各号に該当する場合などをいう。

- ①埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見された場合
- ②関連する他の工事の進捗が遅れた場合
- ③工事着手後、環境問題等が発生した場合

1-37-2 工事の一時中止における措置

契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、監督員が工事の全部又は一部の施工の一時中止を書面により通知した場合において、工事現場の保全を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従うとともに、保全・管理・再開に関する基本計画書を、監督員に提出するものとする。

1-37-3 工事の一時中止に伴う増加費用の協議

- (1) 受注者は、工事の一時中止に伴い増加費用が生じた場合は、請求額を記した増加費用の請求書を監督員に提出するものとする。
- (2) 受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- (3) 増加費用の額について、監督員からの協議書により受注者は同意書（様式第10-1号）を監督員に提出するものとする。

なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

1-37-4 ガイドラインの遵守

工事一時中止においては、「工事一時中イドライン（西日本高速道路株式会社・当社ホームページに掲載）を遵守して行うものとする。

1-43 契約変更

1-43-1 契約変更

発注者と受注者は、次の各号に掲げる場合において、工事請負契約の変更を行うものとする。

- (1) 本章1-34-1の規定に基づく変更により著しく請負代金額に変更が生じる場合
- (2) 工事出来高の総額が請負代金額を超えることが予測される場合
- (3) 工事完成に伴い精算を行う場合又は契約書第38条に規定する部分引渡しを行う場合
- (4) 工期の変更を行う場合
- (5) 契約書第39条第1項の支払限度額を変更する場合
- (6) 工事施工上必要があると認める場合

1-43-2 変更契約書の作成

前項の場合において、受注者は、変更する契約書を当社所定の書式により作成し、変更契約決定通知書に記載された期日までに、記名押印の上発注者に提出しなければならない。なお、変更する契約書は、次の各号に基づき作成されるものとする。

- (1) 本章1-34-1の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 新単価、変更単価、スライド額、工事の一時中止に伴う増加費用及び工期の変更日数等決定済みの事項
 - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項
- ただし、工期の変更、契約書第39条第1項の支払限度額の変更が生じた場合の変更契約書は、当該事項のみの変更とすることができるものとする。

1-44 工期変更

1-44-1 事前協議

事前協議とは、契約書第18条第5項及び第19条の規定に基づく工事の変更において、当該変更が、工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認することをいう。

1-44-2 事前協議の手続き

監督員は、工事の変更指示を行う場合において、工期変更協議の対象であるか否かを合わせて通知するものとし、受注者はこれを確認するものとする。

なお、受注者は、監督員からの通知に不服がある場合には、7日以内に異議を申し立てることができる。

1-44-3 工期変更協議の手続き

受注者は、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項及び契約書第20条の規定に基づき工事の一時中止を行ったものについて、契約書第23条に基づく協議開始の日に、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更協議書(様式第11号)を監督員に提出するものとする。工期変更日数について、監督員からの協議書により同意書(様式第10-1号)を監督員に提出するものとする。

なお、監督員は、事前協議により工期変更協議の対象であると確認された事項及び工事の一時中止を指示した事項であっても、残工期及び残工事量等から工期の変更が必要ないと判断した場合には、工期変更を行わない旨の協議に代えることができる。

また、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め受注者に通知する。

1-44-4 受注者からの工期延長の請求

受注者は、契約書第21条の規定に基づき、工期の延長が必要と判断した場合には、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、速やかに工期延長請求書(様式第12号)を監督員に提出するものとする。

設計図書の照査項目一覧表

受注者が自らの負担で実施する具体的な照査項目・内容を以下に示す。下記内容は仕様書等に規定されている事項及び工事管理上必要な一般的事項全般を網羅すべく記載したものであり、工事の特色に応じて必要な照査項目等を適切に判断し適用されたい。

受注者は、施工前及び施工途中において、下記資料を活用し適切な照査業務に努めるものとする。

設計図書照査項目一覧表（1/4）

No.	項 目	主な内容	
1	当該工事の条件 明示内容の照査	1-1	他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期等が明示されているか（隣接工事、関連工事）
		1-2	施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法が明示されているか（夜間工事、集中工事、交通規制工事）
	(1) 工事工程	1-3	当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期が明示されているか（保安林解除協議、迂回路協議）
		1-4	関係機関、自治体等との協議結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲が明示されているか（河川協議、道路占用協議）
		1-5	余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期が明示されているか（上部工工事、舗装工事、施設工事）
		1-6	工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間が明示されているか（光通信ケーブル、電話線、ガス管、水道管）
	(2) 用地関係	1-7	工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期が明示されているか（用地買収、物件の移設、文化財調査）
		1-8	受注者に、桁製作等の仮設ヤードとして所有地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等が明示されているか（本線ヤード提供）
	(3) 環境保全対策	1-9	工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等に制限がある場合は、その内容が明示されているか（土運搬、トンネル掘削、杭打ち）
		1-10	水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容が明示されているか
		1-11	濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、処理施設や処理条件等が明示されているか（汚濁水処理工、仮設沈殿池）
		1-12	工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲が明示されているか（家屋事前調査、水脈調査）
	(4) 保安対策	1-13	交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間が明示されているか（交通保安員配置、標識設置）
		1-14	鉄道、電気、ガス、電話、水道等の施設と近接工事で施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容が明示されているか（鉄道、高圧鉄塔）
		1-15	落石、土砂崩落等に対する防護施設が必要である場合は、その内容が明示されているか（土砂等崩落防止柵、土砂流出防止柵）
		1-16	発破作業等の保安設備及び保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容が明示されているか（硬岩発破、転石処理）
		1-17	有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容が明示されているか
	(5) 工事用道路	1-18	一般道を搬入路として使用する場合 ①工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等が明示されているか（土運搬、桁運搬） ②搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容が明示されているか
		1-19	仮道路を設置する場合 ①仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間が明示されているか ②仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）が明示されているか ③仮道路の維持及び補修が必要である場合は、その内容が明示されているか（迂回路）
		1-20	工事のため、一般道路を占用する場合は、その期間及び範囲が明示されているか（桁架設、取付道路）
		1-21	工事用道路を共同使用する場合の維持、終了後の処置の取扱が明示されているか

設計図書照査項目一覧表（2/4）

No.	項 目	主な内容	
	(6) 仮設備関係	1-22	仮土留、仮橋、足場等の仮設物を、他の工事に引渡す場合及び引継いで使用する場合は、その内容、期間及び維持、終了後の処置の取扱いが明示されているか（仮橋、構台）
		1-23	仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法が明示されているか（濁水処理工）
		1-24	仮設備の設計条件を明示する場合は、その内容が明示されているか（仮土留、仮橋）
	(7) 建設副産物関係	1-25	建設発生土が発生する場合は、残土の受入れ場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件が明示されているか
		1-26	建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容が明示されているか
		1-27	建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入れ場所、距離、時間等の条件が明示されているか（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、基礎くい残土）
	(8) 工事支障物件	1-28	地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等が明示されているか（電柱、ガス管、上下水道）
		1-29	地上、地下等に占用物件工事と重複して施工する場合は、その内容が明示されているか（光通信ケーブル）
	(9) 薬液注入関係	1-30	薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種別、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等が明示されているか
		1-31	周辺環境への調査が必要な場合は、その内容が明示されているか
1	(10) その他	1-32	土取場、土捨場を指定する場合は、その場所、有償又は無償の区分、仮設物又は付帯工について施工条件がある場合は、その内容が明示されているか
		1-33	工事用材料について、産地指定の必要性がある場合は、その産地。また、規格を指定する必要がある場合は、その規格が明示されているか（舗装用骨材）
		1-34	工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等が明示されているか（舗装改良工事用機械）
		1-35	工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等が明示されているか（交通事故復旧工、防護柵改良工）
		1-36	支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡時期等が明示されているか（標識者、交通規制器具、凍結防止剤）
		1-37	工事用電力等を指定する場合は、その内容が明示されているか（トンネル工事用電力、深礎工事用電力）
		1-38	架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件が明示されているか
		1-39	新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容が明示されているか
		1-40	部分しゅん功、部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期が明示されているか
		1-41	給水施設を設置する必要がある場合は、取水箇所・方法等が明示されているか

設計図書照査項目一覧表（3/4）

No.	項 目	主な内容	
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1	地質調査報告書はあるかの確認 ・追加ボーリングは必要ないかの確認
		2-2	軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認（圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等）
		2-3	測量成果報告書（平面、横断、縦断）はあるかの確認
		2-4	共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認
		2-5	設計計算書等はあるかの確認
		2-6	特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占有者に関する資料はあるかの確認
		2-7	地盤沈下、振動、地下水等による影響が第三者におよばないか、関連資料はあるかの確認
		2-8	地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面（平面、横断、深さ等）等関連資料があるか
		2-9	設計成果物等（報告書等）の貸与資料（電子データを含む）に不足がないか、追加事項があるかの確認
3	現地踏査	3-1	工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか（仕様書 1-22-3）
		3-2	周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い影響を及ぼす施設の有無について確認したか（仕様書 1-27-1）
		3-3	仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか（仕様書 1-11、1-26）
		3-4	施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査し、設計図書と現地の相違点を確認したか（仕様書 14-4）
		3-5	鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認したか（仕様書 1-26-1）
		3-6	工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を確認したか
		3-7	使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか（仕様書 1-21）

設計図書照査項目一覧表（4/4）

No.	項目	主な内容	
4	設計図	4-1	桁の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認したか
		4-2	施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査したか
		4-3	一般図には必要な項目が記載されているかの確認（水位、設計条件、地質条件、建築限界等）
		4-4	平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認（法線、築堤護岸、付属構造物等）
		4-5	構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認
		4-6	構造図に地質条件（推定岩盤線、柱状図、地下水位等）を明記してあるかの確認
		4-7	図面が明瞭に描かれているかの確認（構造物と寸法線の使い分けがなされているか）
		4-8	構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認
		4-9	各設計図がお互いに整合されているかの確認 <ul style="list-style-type: none"> ・一般平面図と縦断図（構造一般図と線形図） ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 ・下部工箱抜き図と付属物図（支承配置図、落橋防止図等） ・本体と付属物の取り合い 等
		4-10	設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認（特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているかの確認であって、計算内容のチェックまでを求めているのではない） <ul style="list-style-type: none"> ・壁厚 ・鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置） ・使用材料 ・その他
		4-11	形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認（計算内容のチェックまでを求めているのではない）
		4-12	地質調査報告書と設計図書の整合（調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図）はとれているかの確認
		4-13	構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認（架設条件が設計図に反映されているか） ※橋梁上部工のみ対象
5	数量計算	5-1	数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認
		5-2	数量とりまとめは種類毎、材料毎の打合せ区分に合わせてまとめられているかの確認
		5-3	横断面図面による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているかの確認
6	設計計算書	6-1	使用されている設計基準等は適切かの確認（計算内容のチェックまでを求めているのではない）
		6-2	設計基本条件は適切かの確認（荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等基本条件の確認であって計算内容のチェックまでを求めているのではない） ※橋梁上部工事のみ対象
		6-3	構造・線形条件は妥当かの確認（橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等基本条件の確認であって計算内容のチェックまでを求めているのではない） ※橋梁上部工事のみ対象

※本作成例は、一般的な事例を表示しているため、各項目において現場条件から必要となるその他の割掛内容について、各々考慮のうえ記載する。

【巻末資料②】

割掛対象表参考内訳書作成例

割掛対象表参考内訳書は、入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積もりに資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事の実施にあたっては、この主旨を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段において、受注者の責任において定めるものとする。

割掛対象表参考内訳書の内容に関する質問は受付けない。

割掛対象表参考内訳書(1/7)

【共通仮設費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面
工所用機械運搬費	質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。	貨物自動車による運搬 機種●重量●t●台●往復 運搬距離●km(片道)	
工所用機械分解組立費	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	ブルドーザー ●t級を超え●t級以下●台●往復 バックホウ系 山積●m ³ を超え●m ³ 以下●台●往復 クローラー系 ●t吊超●t吊以下(クラム平積●m ³ 超●m ³ 以下) ●台●往復 トンネル用機械●台●往復 運搬距離●km(片道)	
舗装修繕工事機械現場内移動費	高速道路上で行う舗装修繕工事における、基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	切削機 ●台●往復(昼間・夜間) Asフィニッシャー ●台●往復(昼間・夜間) マカダム、タイヤローラー ●台●往復(昼間・夜間) クレーン付きバックホウ ●台●往復(昼間・夜間) 運搬距離●km(片道)	
仮設材等運搬費	仮設材(仮橋、鋼矢板、H型鋼、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。	運搬距離●km(片道) ただし、特殊仮設材(◆◆)については、◆◆県からとする。	
建設廃棄物処理費	伐開、除根等に伴い発生する建設廃棄物等を工事現場外に搬出する運搬及び処分に関する費用をいう。	特記仕様書による (伐開、除根、抜竹等)のことであり、汚泥処理、コンクリート・アスファルトの処分はここでは計上しない。	
事業損失防止施設費	工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用をいう。事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用をいう。	(工事実施に伴い必要となる事業損失防止施設内容を記載すること)	
借地費	土地の借上げ等に要する費用をいう。	借地費◆◆に要する借地●m ² ×●ヶ月 (受注者の任意性があるもののみ記載し、任意性のないものは発注者自ら借地すること) (◆◆は、場所及び目的を明示する)	
電力基本料金	電力等の基本料に要する費用をいう。	電力基本料金費◆◆・総電力使用量●kwh◆◆会社 (◆◆は、工事種別と契約種別及び電力会社名を記載すること)	
土質等試験費★	施工管理要領に記載されている項目以外の試験に要する費用をいう。	◆◆調査●回(施工前●回/日、施工中●回/日、施工後●回/日) (必要な調査内容を記載すること)	○ 位置図
地質調査等費★	平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験に要する費用をいう。	平板載荷試験●箇所 ◆◆ボーリングφ●●箇所●m (必要な調査内容を記載すること)	○ 位置図
動態観測費(器具・設置・観測)★	軟弱地盤、盛こぼし橋台盛土地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用をいう。	◆◆計設置●箇所、◆◆計測定●箇所・回 (必要な調査内容を記載すること)	○ 位置図
ロックボルト長さ検査費	トンネルロックボルト長さ検査に要する費用をいう。	超音波探傷器供用日数●●月	
アンカー工の多サイクル確認試験費	のり面アンカーの多サイクル確認試験に要する費用をいう。	多サイクル確認試験●箇所	○ 位置図
監督員詰所費	監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用をいう。	建物面積●m ² ●月	
火薬庫費	火薬庫の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用をいう。	火薬庫・火工品庫・取扱所・火工所●●月	
トンネル呼吸用防護具費	トンネル工事における電動ファン付粉じん用呼吸用防護具に要する費用をいう。	電動ファン付呼吸用保護具●1式	
はく離抵抗試験費	舗装工事における粗骨材及びアスファルト舗装混合物のはく離抵抗性の確認に必要な水浸ホイールトラッキング試験に要する費用をいう。	試験数●●枚 (数量の考え方を明示すること)	
現場溶接部検査費	鋼桁等の現場溶接部非破壊検査に超音波深傷試験を用いる場合の試験機械の性能確認試験、施工性試験、外観試験、超音波深傷試験、報告書作成に要する費用をいう。	平均板厚(加重平均)●●mm	
非破壊検査試験費	コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。	上向き作業●箇所、側面作業●箇所、下向き作業●箇所	

割掛対象表参考内訳書(2/7)

【準備工事費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面
工事用道路費★	新設(改良を含む)する工事用道路に要する費用をいう。	◆◆工事用道路 舗装新設 $W=●m$ 、 $L=●m$ ◆◆工事用道路 待避所設置 $W=●m$ 、 $L=●m$	○
工事用仮橋費★	仮橋に要する費用をいう。	仮橋A $W=●m$ 、 $L=支間長●m \times 径間数●=●m$ 横架設 仮橋B $W=●m$ 、 $L=支間長●m \times 径間数●=●m$ 横架設(材料支給) 仮橋C $W=●m$ 、 $L=支間長●m$ 横架設(◆◆工事より引継・撤去工)	○
工事用道路維持補修費★	工事用道路(本線内工事用道路を除く)の維持補修に要する費用をいう。	【砂利道の維持補修】 モーターグレーダー・散水車5,500L ●月(◆◆工事用道路) 【簡易舗装の維持補修】 散水車5,500L ●月(◆◆工事用道路) 【舗装補修に係るアスファルトコンクリートは当初計上せずに実態に応じて施工・精算すること】	
工事車両泥落とし装置費	泥落とし装置に要する費用をいう。	特記仕様書による	
架設ヤード整備費	トラッククレーン工法の桁下架設ヤードのクレーン据付け位置の整形に要する費用をいう。	整地盛土(発生材・良質土) 敷均し及び撤去 $●m^2$ 、敷き砂利(購入材)の敷均し及び撤去 $●m^2$ 、◆◆養生用敷鉄板 $●m^2$	○
作業ヤード整備費	桁製作・地組及び部材仮置・ヤードの整備のために要する費用をいう。	整地盛土(発生材・良質土) 敷均し及び撤去 $●m^2$ 、敷き砂利(購入材)の敷均し及び撤去 $●m^2$ 、◆◆養生用敷鉄板 $●m^2$	○
坑内外仮設備保守費	坑内及び坑外の仮設備の維持・点検保守に要する費用をいう。	保守期間 ●ヶ月(昼夜●交替)	
坑内仮排水設備費★	坑内仮排水用の排水溝または素掘側溝及び覆工箇所等のサンドポンプに要する費用をいう。	仮設Puを設置する場合は記載すること。 (突っ込み方式の場合は、必要な設備を記載すること。)	
橋面仮舗装費	未舗装の橋梁及び高架橋の橋面に床版保護の目的から施工する一時的な舗装の設置に要する費用をいう。	アスファルト舗装(密粒度13)($t=●cm$)の設置撤去、敷砂幅員($W=●m$)、延長($L=●m$)、待避所●箇所(◆◆橋)	
工事用進入路設置撤去費	本線内への進入路を設け、施工完了後に再び原形に復旧するのに要する費用をいう。	切盛土工 $●m^2$ 、敷砂利($t=●cm$) $●m^2$ 、アスファルト舗装($t=●cm$) $●m^2$ アスファルト塊 $●m^2$ (現場から概ね50km以内の再資源化施設)	○ 位置図
橋面仮舗装撤去費	橋面に舗装された仮舗装材の撤去及び処理に要する費用をいう。	アスファルト舗装撤去 $●m^2$ アスファルト塊 $●m^2$ (現場から概ね50km以内の再資源化施設)	
本線内工事用道路費(伸縮継手箇所の保護)	本線内を工事用道路として利用する場合に、橋梁の伸縮継手箇所の段差を是正し、かつ伸縮継手の損傷を防ぐために設置する保護工に要する費用をいう。	鋼板(無規格中板 $3.2 \times 0.176t$ /箇所) $●$ 箇所 (別途考慮する場合は、必要な設備を記載すること。)	
本線内工事用道路費(構造物接続箇所の保護)	本線内を工事用道路として利用する場合に、アスファルト舗装と橋台・トンネル内のコンクリート舗装版の接続箇所の段差を是正し、かつ構造物の損傷を防ぐために設置する防護工に要する費用をいう。	松押角($0.07m^2$ /箇所) $●$ 箇所	

【仮設備工事費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面
掘削用重機足場費	地形が急峻なため掘削箇所まで重機が登って行けない場合に掘削箇所付近まで重機が近づけるように、盛土材料にて施工する重機足場に要する費用をいう。	切盛土(発生土)設置・撤去 $●m^2$	○
足場工費	橋梁及び一般構造物の施工に必要な足場工に要する費用をいう。	手摺先行枠組足場 $●$ 空 m^2 (一般構造物) 10m未満 $●$ 空 m^2 、10m~20m未満 $●$ 空 m^2 、20m以上 $●$ 空 m^2 深礎ぐい(ϕ 5m未満) $●$ 空 m^2 、深礎ぐい(ϕ 5m以上) $●$ 空 m^2 、それ以外 $●$ 空 m^2 (PC上部工) ポストテンション桁用足場工 $●m^2$ — $●$ 月 プレキャスト桁主桁用足場工 $●m^2$ — $●$ 月 (鋼橋上部工) パイプ吊足場の設置期間 $●m^2$ — $●$ 月	

割掛対象表参考内訳書(3/7)

【仮設備工事費】

割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面
支保工費	<p>コンクリート構造物施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための、仮設の支保構造物に要する費用をいう。</p> <p>バリエーションのある内訳は纏めて記載することとする。 →</p>	<p>【くさび結合支保工】 載荷荷重●～●t/m²・桁下高さ●～●m・支保工存置日数●～●日－●空m³ 【ブラケット支保工】 ブラケット用H鋼質量●t・支保工存置日数●～●日－1式 【梁の支保工】 施工高さ●～●m・供用日数●～●日・使用回数●～●回・運搬距離●km－●t 【OV支保工】 P1:載荷荷重●t/m²・OV幅員●m・施工高さ●m－●空m³ P3:橋梁全幅●m・支保工スパン●m・桁下高さ●m・運搬距離●km－1式 P2:OV幅員●m・施工高さ●m－●空m³ 【床版用特殊支保工】 支保工の種類●・供用日数●日・使用回数●回・運搬距離●km－●t 【PC片持架設橋】 側径間支保工費 A1:載荷荷重●t/m²・桁下高さ●m・支保工存置日数●日－●空m³ 柱頭部ブラケット支保工費 P1:ブラケット用H鋼質量●t・支保工体積●空m³・支保工存置日数●日 中央閉合支保工費 ●箇所</p>	○
側面塗装足場工費	斜材、吊材を有するトラス・アーチ・ランガー桁等の現場塗装の場合の側面足場工に要する費用をいう。	足場工●m ² －設置月数●、●月	
板張防護工費	橋梁施工に必要な板張防護工に要する費用をいう。	防護工の種類◆◆・設置日数●日－●m ² (下面) 防護工の種類◆◆・設置日数●日－●m ² (側面)	○ 範囲 明示
シート張防護工費	橋梁の施工に必要なシート張防護工に要する費用をいう。	設置日数●日－●m ²	○ 範囲 明示
主桁製作型わく費	現場のヤードで製作するPCプレキャスト桁製作時の型わく材料、製作、修理及び組立・解体に要する費用をいう。	PC桁の型わく工●m ²	
主桁製作足場工費	現場のヤードで製作するPCプレキャスト桁製作時の型わく、鉄筋、PCケーブル、コンクリート打設等の作業に必要な足場工に要する費用をいう。	主桁足場工 桁長●m－●本	
主桁製作台費	現場のヤードで製作するPCプレキャスト桁製作台の製作及び設置・撤去に要する費用をいう。	主桁製作台工 製作台(桁長●m+1mの長さ)－●基、製作台設置場所◆◆、コンクリート基礎の有無 (コンクリート取壊し及び廃材処分費は、必要に応じて記載すること。)	
主桁仮置費	PCポストテンション桁の仮置場での一時的保管に要する費用をいう。	仮置工 仮置き本数●本	○ 仮置 場所
仮支承費	PC連続合成桁形式において、主桁を連続形式にするまでの期間、一時仮受けする仮支承の設置・撤去に要する費用をいう。	必要な場合は、図面を作成し記載すること。	○
沓上ブロック費	大型移動支保工架設における、沓上ブロックを施工する際に必要な足場支保工の設置と、沓上ブロックの仮固定に要する費用をいう。	沓上ブロック用足場支保工 ●橋脚 沓上ブロック ●橋脚(支承仮固定 ●箇所/橋脚、仮固定用ブロック固定工 ●箇所/橋脚)	
大型移動支保工設備費	大型移動支保工架設における移動支保工設備に要する費用をいう。	大型移動支保工設置基数 ●基 (橋幅員 ●m、最大支間長 ●m、現場使用回数 ●回、●●設備) 組立解体工 ●式(必要に応じて記載⇒ベント重量 支柱材●t、梁材●t) 移動据付工 ●基・回 解体する為の後退工 ●基・回、横移動する為の後退工 ●基・回 上下線施工の為の横移動工 ●基・回 (H鋼必要長●m、必要に応じて記載⇒ベント重量 ●t)	
移動作業車設備費	PC片持架設における移動作業車設備及び片持架設橋、大型移動支保工架設橋、押し出し架設橋における高欄等作業車に要する費用をいう。	損料及び設備費 移動作業車の種類◆◆、転用回数●回、使用日数●日、解体場所◆◆－●基 移動作業車移動据付工 移動作業車の種類◆◆－●回 (種類は、コンクリートウェブ・波型鋼板ウェブ。場所は、中央・脚部。)	
資材荷役設備費	片持架設及び大型移動支保工架設における、資材運搬設備に要する費用をいう。	自走式クレーン P●橋脚 自走式クレーンの種類◆◆－施工日数●日 タワークレーン P●橋脚 タワークレーンの能力●t・m－施工日数●日	

割掛対象表参考内訳書(4/7)

【仮設備工事費】

割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面
主桁製作設備費	押し出し架設における主桁製作に必要な主桁製作台、門型クレーン設備及び上屋設備に要する費用をいう。	※地上式の場合の記載 主桁製作ヤード(地上式の場合) 車線数●数-供用日数●日 作業台 ●m(栗石含む)(最大ブロック長+2mを記載) 作業床 ●m(最大ブロック長+3mを記載) 付属物工 門型クレーン・上屋設備 供用日数●日 門型クレーン設備3t吊 軌道延長 ●m(最大ブロック長の2倍+5m) 上屋設備 ●m(最大ブロック長+3m)	
手延桁費	押し出し架設における手延桁設備に要する費用をいう。	手延桁費 車線数●数-押し出し最大支間長●m-PC鋼棒重量●t-PC鋼棒本数●本-PC鋼棒のシース長●m	
押し出し架設費	押し出し架設における各ブロックを押し出す時に必要な設備に要する費用をいう。	押し出し操作工 ●回 滑り板操作工 各滑り支承の移動長 ●m-各滑り支承の使用回数 ●回 押し出し設備設置・撤去工 全方向水平力 ●t以下 滑り支承設置撤去工 滑り支承 ●基 受台の鉛直反力 ●t以下 押し出し操作床工 押し出し設備の操作床 1式 滑り板操作足場 ●箇所 機械器具損料 機械器具損料(手延桁設備、押し出し設備)供用日数 ●日 場所打桁架設工具使用日数 ●日	
主桁結合解放費	押し出し架設における単純桁及び連続桁を2連以上にわたって連続して押し出す場合、各桁間をPC鋼棒で結合して連続して押し出し、完成時は解放する作業に要する費用をいう。	主桁結合・解放工 結合箇所数 ●箇所 PC鋼棒本数●本-PC鋼棒重量●kg-切り離しに要する反力●t以下	
PC工事前仮設電力設備費	PC橋の施工に必要な仮設電力設備に要する費用をいう。	電力設備-1式	
支保工基礎費	支保工の基礎に要する費用をいう。	(必要な施工内容を記載すること) コンクリート基礎 ●箇所-●m ² 敷砂利工 厚さ●cm-●m ² 覆工板工 ●m ² 地盤改良工 ●m ² -●m ² H鋼基礎工 H●◆-●m×●本(砂基礎) 設置撤去含む	○
ダンプトラック運転費	ずり処理工に使用するダンプトラックの供用日損料及び坑内ずり運搬の補助労務に要する費用をいう。	ダンプトラック●t-延べ数量●台月	
吹付設備費	トンネルの吹付コンクリート工の坑外設備に要する費用をいう。	吹付けプラント設備組立解体 1式-設置期間●月 コンクリートの敷設・撤去・処分-●m ³ (50 m ³ or 60 m ³)	○
積卸し設備費	坑口付近に設置するロックボルト、鋼アーチ支保工等の積卸し設備に要する費用及び坑内運搬車の損料、労務費をいう。	ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型 10t吊-●月 黒煙浄化装置付クレーン装置付トラック4t-●月	
換気設備費	トンネルの施工に伴い発生する有害物質を、許容濃度以下に希釈するのに必要な換気設備に要する費用をいう。	送風機運転 1式-●月 送風管損料 難燃性ビニール風管 1式 (トンネル延長 2,500m以上の場合は、別途記載すること)	○
給水設備費	トンネル掘削等でのせん孔、コンクリート打設及び坑外設備の洗浄等に必要給水設備に要する費用をいう。	【水槽→坑内】 タービンポンプ7.5kw-●月、給水槽(設置・撤去) ●箇所-●月 ガス管白ネジ付 坑内-●m・坑外-●m (水源が坑口付近にない場合は、必要な設備を記載すること)	○
工事前電力設備費	トンネル坑内・外の引込設備、受電設備、配電設備及び照明設備等の二次側電力設備に要する費用をいう。	※積算に計上した電気設備数量を記載	
工事前電力費	トンネル坑内・外の動力及び照明用の使用電気料をいう。	主要使用設備 1式 電力使用期間-●ヵ月 契約電力量-●kwh	
トンネル内仮設照明設備費	トンネル内の舗装工事を行うため、またトンネル内を資材運搬路として利用するための仮設の照明設備に要する費用をいう。	※積算に計上した電気設備数量を記載	

割掛対象表参考内訳書(5/7)

【仮設備工事費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面
プラントの設置・撤去・点検費 (アスファルト・ソイルプラント)	運搬されてきた仮設プラント用諸機械の設置、工事完了後に運搬する時の撤去及び仮設プラントを稼働させるための諸機械の点検に要する費用をいう。 なお、この費用には、設置・撤去期間中の仮設プラントの供用日損料を含む。	◆◆プラント設備(能力●t/日)組立解体ー1式 基礎コンクリートの敷設・撤去・処分ー●m ³ (As:250m ³ 、So:59m ³) 供用日数ー●日 (As:50日、So:26日) (プラント設備毎に記載すること)	
板囲・帆布・砕砂小屋費 (アスファルト・ソイルプラント)	貯蔵する粒径の異なった骨材の混ざり合いを防止するための板囲、降雨による骨材の含水比の変動を防止するための帆布、及び骨材を保管するための小屋に要する費用をいう。	◆◆プラント 砕砂小屋の組立解体 1式ー供用日数●日 (プラント設備毎に記載すること)	
プラント敷地造成・材料置場・場内道路費	仮設プラント設置のために敷地の造成を行い、さらに、骨材等の材料置場及び場内道路の整備に要する費用をいう。	◆◆プラント 敷地総面積 ●m ² 、資材置場面積 ●m ² 、場内道路面積 ●m ² (現地条件に応じて必要な費用は別途計上。敷地造成、簡易舗装、仮排水他) (プラント設備毎に記載すること)	○ 位置図 配置図
プラント運搬費 (アスファルト・ソイルプラント)	仮設プラント運転のために必要となる諸機械を、基地から仮設プラント設置箇所まで搬入し、使用後に再び基地への搬出に要する費用をいう。 なお、この費用には運搬期間中の仮設プラント機械の供用日損料を含む。	アスファルトプラントー●基 運搬距離●km(片道) 供用日ー●日 ソイルプラントー●基 運搬距離●km(片道) 供用日ー●日	
プラント給水設備費	仮設ソイルプラント内において、含水比調整のための給水に要する費用をいう。	(必要に応じて仕様等を記載すること)	
仮設プラント電力設備費	仮設プラントの運転及び照明設備等に要する電力料、配線設備等に要する費用をいう。	◆◆プラント 電力設備費 1式ー供用日数●日 (プラント設備毎に記載すること)	○
築島工費	ケーソン用刃口用くつの据付けに必要なヤード構築並びに締切りに要する費用をいう。	図面参照(鋼矢板●型ー●m、中詰土砂ー●m ³ 等)	○
止水壁費	ケーソンの沈下、掘削に必要なケーソン天端の締切りに要する費用をいう。	図面参照(止水壁長さー●m、止水壁高さー●m等)	○
沈下促進工費	ニューマチックケーソンの沈下において、自重だけで沈下しない場合、荷重水注入及び滑材注入による沈下促進に要する費用をいう。	(荷重水または滑材の注入方式を選択し、必要な施工内容を記載すること)	
ケーソン掘削設備費	ケーソンの沈下のための掘削及び排土に必要な設備に要する費用をいう。	排土設備 1式ー供用日数●日(●交替) (標準交代制勤務以外の場合は記載のこと) 潜函用設備 1式ー供用日数●日(●交替) 軟岩掘削設備 1式	○
ケーソン用足場費	ケーソン躯体の施工に必要な足場工に要する費用をいう。	外足場 ●空m ² ー供用日数●日 内足場 ●空m ² ー供用日数●日 脚柱部足場 ●空m ²	
機装工費	ニューマチックケーソンの沈下、掘削及び排土の作業環境の維持に要する費用をいう。	設備 1式ー機装回数●回ー供用日数●日	○
医療設備費	ニューマチックケーソンにおけるホスピタルロックの設備に要する費用をいう。	ホスピタルロック設備(8人用) ●台 供用日数●日	
PC鋼材機械器具費	PC鋼材引張の作業に使用する機械器具に要する費用をいう。	緊張ジャッキ等ー1式 (プレキャスト床版の場合のみ、門型クレーン3tを記載すること)	
ケーソン送気設備費	ニューマチックケーソンの作業室への送気に必要なエアークOMPRESSORの本設備・予備設備に要する費用をいう。	送気設備 1式 コンプレッサースクルー式 ●台(予備含む)ー供用日数●日ー総運転時間●時間 配管延長●m、契約電力の種別◆◆ー電力会社◆◆ 予備送気設備 1式 コンプレッサー ●台(予備含む)ー供用日数●日	
移動足場工費	橋梁及び一般構造物の施工に必要な足場工として高所作業車の使用に要する費用をいう。	トラック架装リフト(ブーム型)揚程●m(貸与)ー●日 自走式リフト(ホイール・ブーム型)揚程●m～●m未満ー●日	
足場費(覆工防水工・補強鉄筋用)	トンネルの覆工防水工、補強鉄筋の施工に必要な足場台車に要する費用をいう。	足場台車 損料・組立・解体 1式ー使用延長●m (覆工防水工の延長とする)	

割掛対象表参考内訳書(6/7)

【雑工事費】

割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面
切土部施工 基面の整形 費	本仕様書2-6-5(6)の規定を満足するよう、上部 路床面の不陸整正に要する費用をいう。	切土部施工基面の整形(土砂・軟岩・硬岩)－●m ² ・●m ² ・●m ²	
のり面仕上げ 費	本仕様書2-6-5(8)及び2-7-5(6)に規定する作 業に要する費用をいう。	切土のり面仕上げ(土砂・軟岩・硬岩)－●m ² ・●m ² ・●m ² 盛土のり面仕上げ(1:1.5・1:1.8・1:2.0)－●m ² ・●m ² ・●m ²	
河川・水路の 締切、迂回 費 ★	工事の施工に伴って、支障となる河川・水路等 を締切り・迂回する仮設物に要する費用をい う。	土のう(●×●)締切り－●袋 仮水路(掘削及び埋戻し)の設置－●m ³ (矢板、シート等の必要な施工内容を記載すること)	○
用水管路の 切廻し費	農業用水・工業用水管路等を付替える用水管 路に要する費用をいう。	高密度ポリエチレン波付管φ●－●m	○ 大規模 なもの
迂回道路費 ★	工事の施工に伴って、一般道を一時的に付替 える道路に要する費用をいう。	迂回道路 設置・撤去W=●m、L=●m 舗装(舗装構成) 設置・撤去－●m ² 、ガードレール－●m (処分が必要な場合は記載すること) (必要な施工内容を記載すること)	○
沈砂池費 ★	降雨により浸食・崩壊を受けた土砂が近隣の 民地、山林、田畑、河川、海等へ流出する恐 れのある場合に設ける仮設池に要する費用を いう。	設置箇所－●箇所 (設計成果を反映し必要な施工内容を記載すること)	○
コンクリート寒 中養生費	寒中コンクリートの施工における保温養生に要 する費用をいう。	ジェットヒーター－1式 防水シート－●m ² 打設回数－●回	
埋設管防護 工費	一般道の道路敷地内等に埋設されている既設 の水道管・下水管・ガス管等が、工事用車両の 通過により破損しないように施工する防護工に 要する費用をいう。	(設計成果を反映し必要な施工内容を記載すること)	○
火薬取扱い 費	火薬の取扱いに要する費用をいう。	火薬の取扱区分(◆◆)－発破施工日数●日	
防じんネット 費	砂じん、飛石等の防止の目的で工事区域と家 屋、果樹園等の境に設置するネットに要する費 用をいう。	(設計成果を反映し必要な施工内容を記載すること)	○ 位置図
構造物水抜 穴費	コンクリート構造物に設置する水抜穴に要する 費用をいう。	VP管(φ●)－●m	○
目地材費	コンクリート構造物の継目に設置する目地材に 要する費用をいう。	目地板(t=1cm)－●m ²	○
くい頭処理費	場所打ちぐいのくい頭はつりに要する費用を いう。	杭頭処理－●本	
橋面養生費	床版コンクリートの打設後のコンクリートの養生 に要する費用をいう。	橋面養生－●m ²	
昇降設備費	工事用エレベーターに要する費用をいう。	昇降設備高さ●m、最大積載重量●kg、供用日数●日－●基 (昇降階段1式を含む)	
床版打継目 型わく費	床版コンクリート打継目の型わくに要する費用 をいう。	合板－●m ² (CRT22の計上は不可)	
壁高欄目地 板費	壁高欄の縁切りを行うために設ける目地板に 要する費用をいう。	目地板－●m ²	
支承アンカー ボルト箱抜費	橋梁下部工工事において、上部工施工時の 支承、アンカーバー、落橋防止装置を設置す るための、箱抜に要する費用をいう。	スパイラルシース(φ●)－●m	
ベント・鉄塔 基礎工費	鋼橋仮設用ベント及び鉄塔の基礎に要する費 用をいう。	ベント基礎の施工に要する一般的な均しコンクリートやH鋼の梁等を除き、杭基 礎や特別な地盤改良等の必要な施工内容を記載すること。	○
小口型わく費	現場打ちブロックの小口部の型わくに要する 費用をいう。	合板－●m ² (PC片持ち張出しの場合のみ計上すること。下記チップングとセットで計上するこ と)	
コンクリート打 継目チップ ング費	コンクリート打継目のチップングに要する費用 をいう。	床版種別:鉄筋コンクリート又はプレストレストコンクリート チップング－●m ² (PC片持ち張出しの場合のみ計上すること。上記小口型わくとセットで計上するこ と)	
箱抜工費	トンネル防災設備等のための覆工コンクリート の箱抜に要する費用をいう。	木製型わく－●m ² 箱抜き補強材の設置－●.●t 既設支保工の切断撤去－●.●t	
インバート妻 型わく費	インバートコンクリート打設のための妻型わくに 要する費用をいう。	木製型わく－●m ²	
坑口切付費	トンネル掘削に先立って行う、坑口付けに要す る鋼アーチ支保工の補強等、及びのり面保護 工に要する費用をいう。	土のう(62cm×48cm)－●袋 外型枠(キーストンプレート650×25×t1.2)－●m ² コンクリート又はセメント吹付(t=●cm)－●m ²	

割掛対象表参考内訳書(7/7)

【雑工事費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面
仮設沈澱池費	トンネルの掘削、覆工等に伴う汚濁水を自然沈澱方式で処理する場合の汚濁水処理槽に要する費用をいう。	自然沈澱方式を採用する場合は、必要な処理施設を記載すること。	
防音扉費	爆破音等を低減するために、トンネル坑口付近に設置する扉に要する費用をいう。	図面参照(防音扉 1式-●基、移設回数●回) (付属する基礎工など、必要な施工内容を記載すること)	○
Ev埋戻し費	路盤準備工を行う時に、土工工事で施工したEvの埋戻しに要する費用をいう。	良質材-●m ³ (発生場所からの運搬等費用又は、購入材費など必要な施工内容を記載すること)	
Ev撤去費	路盤準備工を行う前に土工工事で施工したEv(コンクリート)の撤去及び処理に要する費用をいう。	撤去延長 ●m-処分量 ●m ³ (現場から概ね 50 km以内の再資源化施設)	
防護柵ポスト孔費	上部工、カルバート及び擁壁等に設置する防護柵用ポスト孔の費用をいう。(補強鉄筋含まず。)	ガードレールポスト孔用鋼製底付管L=250mm-●箇所 ガードレールポスト孔用鋼製底付管L=440mm-●箇所 ハンドレール用サヤ管-●箇所	
場所打ちくい(人力掘削)根固めコンクリート費	ライナープレート自重による沈下防止及び雨水の進入防止のために行う根固めコンクリートに要する費用をいう。	ガイドウォール コンクリート(C2-1)-●m ³ 鉄筋(D16)-●kg、型わくD-●m ²	
仮囲い費	民家、一般道等と工事区域との境に設置する仮囲い工に要する費用をいう。	枠構造-杭、支柱、骨組(単管パイプ) 仮囲い-高さ3.0m×支柱間隔2.0m・鋼板t=1.2mm 設置延長●m×●ヶ月	○ 位置図
仮設歩道費	一般通行者への安全確保を目的として設置する仮設の歩道に要する費用をいう。	(設計成果を反映し必要な施工内容を記載すること)	○
水洗い費	塗替塗装面を行う塩分及び塵あいなどの水洗いに要する費用をいう。	対象橋梁:●●橋(●り線)-●m ² ●●橋(●り線)-●m ² 【合計:●m ² 】	
残アスファルト合材等の取り除き費	切削オーバーレイ工において橋梁部のレベリング層を含めた改良を実施する場合における、路面切削後の床版面に残ったアスファルト合材や防水工の撤去に要する費用をいう。	バックホウ、コンプレッサー、ピックハンマー 1式 対象橋梁:●●橋(●り線)-●m ² ●●橋(●り線)-●m ² 【合計:●m ² 】 既床版面防水工の有無-有りor無し	
事前コア採取費	舗装修繕工事において、施工開始前に実施する舗装部のコア採取に要する費用をいう。	コア採取数-●個 (数量の考え方を明示すること)	
土砂等崩落防止柵費	工事施工場所から一般道、民家、田畑等に土砂、転石等の崩落防止を目的とした柵の設置及び撤去に要する費用をいう。	親杭材(高さ1m×支間1.5m・丸太末口φ0.15m・長さ1.8m) 壁面材(木矢板(長さ4.0m・厚さ3cm)) ヤラス材(丸太末口φ0.15m×支間3.0m) 設置延長●m×●ヶ月	○ 位置図
土砂流出防止柵費(盛土のり面用)	田畑、民地等に土砂等の流出防止を目的とした柵の設置及び撤去に要する費用をいう。	親杭材(高さ1m×支間1.5m・丸太末口φ0.15m・長さ1.8m) 壁面材(木矢板(長さ4.0m・厚さ3cm)) 設置延長●m×●ヶ月	○ 位置図
土砂流出防止柵費(切土のり面用)	供用中の高速道路等に土砂の流出防止を目的とした柵の設置及び撤去に要する費用をいう。	タイプA 【土中部】 支柱材(高さ0.5m×支間1.5m・単管パイプφ48.6mm・長さ1.0m) 壁面材(松矢板長さ4.0m・厚さ3cm) 設置延長●m×●ヶ月 【岩部】 支柱材(高さ0.5m×支間1.5m・鉄筋D22・長さ1.0m) 壁面材(松矢板長さ4.0m・厚さ3cm) 設置延長●m×●ヶ月 タイプB 【土中部】 支柱材(高さ0.5m×支間1.2m・単管パイプφ48.6mm・長さ1.0m) 梁材(単管パイプφ48.6mm) 壁面材(合板Ⅱ類910mm×1820mm) 設置延長●m×●ヶ月 【岩部】 支柱材(高さ0.5m×支間1.2m・鉄筋D22・長さ1.0m) 梁材(単管パイプφ48.6mm) 壁面材(合板Ⅱ類910mm×1820mm) 設置延長●m×●ヶ月	○ 位置図

【作成時留意事項】

「●」には、数値を記入する。

「◆◆」には、名称を記入する。

「★」は、検測項目化を図ることが望ましい項目。

※割掛対象表参考内訳書の図面の欄に「○」が記載されている箇所は一般的に図面が必要と考えられる項目であり、必要に応じて位置図、平面図、構造図等を添付する。

なお、技術管理費の他の試験費も変更が想定される場合は、検測項目化を考慮する。